

こども未来創造部長	井 上 理 恵
教育部長	吉 井 忠
教育委員会理事	西 川 育 子
学校給食センター所長	油 谷 知 之
上下水道部長	井 邑 陽 一
下水道課長	西 川 賢
水道課長	福 森 伸 好
会計管理者	中 井 浩 子
監査委員事務局長	和 田 善 弘

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	和 田 善 弘
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

認第1号 令和元年度葛城市一般会計決算の認定について

認第2号 令和元年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について

認第9号 令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

認第7号 令和元年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について

認第3号 令和元年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について

認第8号 令和元年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について

認第5号 令和元年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について

認第6号 令和元年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について

認第4号 令和元年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について

認第10号 令和元年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時33分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。決算特別委員会3日目のできれば最終日にさせていただきたいというふうに思うわけでございます。皆さん方のご協力によりまして、予定どおり議事進行させていただいておるところでございます。本日は総括質疑から特別会計までを予定しておりますので、引き続きご協力よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますのでマイクの発言ボタンを押してからご起立を願ひ、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。また、葛城市議会では会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防の観点から会議の進行に際し、密閉空間にならないように、出入口と窓を開放しておりますのでご承知おきをお願い申し上げます。委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、あまり人数が多くなならないように順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思っておりますので、委員各位にもご協力よろしくお願いをいたします。なお、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願い申し上げます。

また委員各位におかれましては、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上、できるだけ慎んでいただきますようお願いをいたします。理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名をした後、初めに質問者が替わるごとに所属、役職名、氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願い申し上げます。

それでは、委員外議員、松林議員でございます。

それでは、議案審査に移ります。本日は一般会計決算の総括質疑から行います。総括質疑は、市政全般に係るものとなりますようご留意賜りますようお願いを申し上げます。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。よろしくお願ひします。3点ほどお伺ひします。

その前に、先ほど委員長からもありましたこの計画書の件につきましては、私としてもちょっとまた一言言わせていただこうとは思いますが、またちょっと機会を改めて、最初の質問させていただきます。

まず1点目でありますけれども、昨日ちょっと質問しかけて、総括質問でということでしたので、142ページのところの最後の歳出合計のところです。これは、歳出合計が当初予算が約155億円。そして、そこから補正予算があつて、前年度の繰越額、繰越しの事業があつて、これが12億6,000万円余りで、予算現額としては167億6,000万円余りとなっております。それが今年度実際に決算として、支出済額が145億9,000万円余りとなって、再び、不用額を除いて繰越明許費それから継続費通次繰越等で、これが約14億円程度、また出てきているということなんです。

この間、予算特別委員会それから決算特別委員会でもそうですけれども、非常に繰越しが多いと。次年度へ繰越し、繰越しが多いと。結局私が思うところに、これ支出済額の大体140億円程度の仕事しか葛城市はできない人員であり、そういうことなのかなあというふうに思うんです。それを超えてしまっても結局仕事はこなしきれず、次年度繰越し、次年度繰越しというふうになっていくと思うんですが、仕事が効率的に行われていないのではないかなというふうな懸念を持っております。

そこで伺いたいんですけども、この繰越し、次年度へ事業がこういうふうに毎年繰越しがこれくらい出るということについて、どのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

それから2つ目であります。2つ目は経常収支比率についてであります。これは経常収支比率が若干下がったとはいえ、今年度も98%を超えております。この中で経年変化を私見てみますと、大体補助費とそれから物件費が伸びが多いのかなあと思うんですが、このいわゆる経常収支比率の構成しているこの補助費。これは一体どういうものなのか。このことについてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、3つ目はこの物件費と関係するところなんですけれども、物件費というのは内訳はどういうふうになっているのか。経常収支比率を押し上げる物件費がかなり伸びておるわけなんですけれども、いわゆる物件費というものがどういうものなのか、ちょっとこのことについてお聞きします。

以上3点です。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。ただいまの谷原委員の質問でございますけれども、歳出における繰越しが多いということについての考え方につきましては、後ほど副市長のほうから答弁をする予定と致しております。

私のほうからは、経常収支比率の関係で補助費それから物件費、これはどういったものかというところでございます。補助費につきましては、各種団体等への補助金、それから、福祉関係でも法に基づかない市独自の助成金等々が挙げられるかというふうに思っております。

それから物件費でございますけれども、こちらは幅広くございまして、予算の節で申し上げますと、需用費の中の修繕費を除く費目それから役務費、その後は委託料でも普通建設事業になじまない委託料。通常の業務委託とかというものでございます。それと使用料賃借料、原材料費、それから100万円以下の備品購入費等が物件費に上がっております。

経年変化ということでございますけれども、直近の平成30年度と令和元年度を比較いたしますと、経常的な一般財源で申し上げますと、伸びが大きいのは扶助費でございます。これが約1億4,400万円。あと公債費、これは発行した分で義務的に償還すべきものということで1億3,100万円。あと人件費につきましても4,300万円ほどの増ということでございます。

一方減額となっておりますのが維持補修費それから補助費、こちらは一部事務組合に対する負担金もこちらに含まれることになってございます。そういった関係で、直近の平成30年度との比較ということで報告をさせていただきます。

ただ全体といたしまして、物件費等は年々増加傾向にあるということでございますので、各年度の予算査定におきましてはそういったところの経費を何とか切り詰められないかと。節約の工夫がないかといったところを鋭意ヒアリングしながら予算を編成しているという状況でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 物件費の中に賃金とかは入っていないのでしょうか。要は非常勤の職員の賃金、これは給与なんでしょうか。いわゆる人件費のほうに入っているんです。ちょっとそれだけ確認したいんです。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 賃金にもいろいろな形態種類がございまして、一部人件費に入るものもございまして、物件費に入っているものもございまして。多くは物件費に含まれるというふうを考えておりますが、今回、会計年度任用職員の分につきましては、人件費の方に区分をさせていただいております。

以上です。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 繰越しの金額についてお答えいたします。各団体それぞれいろいろあると思いますが、10%というのはそれほど多いものではないと思っております。

まず、決算と予算は違いますので、今の数字の140億円の歳出の中、繰越しというのは予算ですので、それは請負で変わってきますので、またそれも落ちてくると。なので、あまり明確には比較はできないというのがまず1点でございます。あとちょっと変わってきているのが、国も県も法律上、会計年度というのはあるんですけども、2次補正だったり、年度末に補正というものが多くなってきている。また、国も県も債務負担行為というものを多く使っておりまして、もともとは一会計年度でやるので4月、3月に予算がありまして、その後、4月から契約行為に入って、4月は何も工事をする事なく、5月、6月から工事をするということで競合が多い。単価も高くなるというものがありましたが、それをできるだけ平準化させようということで、もう年度内に契約を済ませておいて、それを繰越しだったり債務負担行為で繰り越して、4月からもうすぐに工事を発注しようという考え方に今変わってきてつつあります。

ですので、昔に比べると繰越しがちょっと多くなってきているようには思いますが、いい繰越しと悪い繰越しがありますので、ご指摘については変な繰越しでないようにと、職員の負担以上に予算がついているのではないのかということだと思っておりますので、そういうのではないようにはしていこうとは思いますが、繰越しが多いから悪いというわけではないので、その辺についてはご理解いただきたいなと思っております。

以上です。

増田委員長 よろしいか。

谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

まず、さきに経常収支比率のほうからの話で2件お聞きしたんですが、補助費とは各種団体に出しているというものだという事です。それから法律に基づかない福祉関係の団体に対する助成金、市独自の助成金ということだと伺いました。これについては、総額何団体で幾らということは把握されているのでしょうか。また、少なくとも会計報告等、きちっと市のほうに提出を求めているのでしょうか。このことについてお聞きします。

それから物件費のほうですけれども、物件費もずっと上がっていつているということでもありますけれども、これについては、どうしても私が一番気になっているのは非常勤職員とかを原課からどんどん要望があれば、それに必要があるということで充てていくということもありますし、さらに職員の負担を減らすために業務委託でというふうになっていくと思うんです。結果として人件費は上がらないけれども物件費と、そういう物件費の中の委託料とそれから人件費に係る賃金の部分が上がっていくなれば、これはどうも具合が悪いんじゃないかなど。本来は正職員によってきちっとすべき仕事のところを外に外注にしていったり、非常勤でとなるので、ここら辺どうしても増えがちになると思うんです。これについては一元的に管理して、これ決算の下で予算編成されると思いますのでお聞きするところですけども、こういうのを各課、部ごとではなくて、これも一元的に管理して、例えば、予算編成のときにシーリングをかけるとか何らかの方針を持ってやられているのかどうか。これについてもちょっともお聞きしたいと思います。

それから、最後の繰越しが多いということについてはよく分かりました。国のほうも入札契約について、どうしても4月、5月が従来型だと閑散期になって、後半に公共事業が集中して高値になったり業者選定が難しくなったりということがあるので、先ほどおっしゃったような形で債務負担行為を利用しながら前年度契約、そして4月、5月にできるだけやって平準化しよう。これは国のほうでもそういうふうな改革もされているようですし、葛城市ではこの間議論の中で債務負担行為が悪いとか年度内に絶対やんなあかんというふうなことで、いろいろ議論もあったんですけど、そういうふうになんて時代が変わって、そういうのは私はいい繰越しだろうと思うんですけども、私がちょっと懸念していますのは、例えば、部とか課ごとに見て、例えば最近では生活安全課に大変この仕事量がかかっているとか、学校教育課の学校教育のほうでも。だから全体では額はこうなんだけれども、特定の課に非常に集中しているような感じがあって、悪い繰越しもあるんじゃないかというふうに思っておるんです。この件については、もうちょっと質問もなしで意見にとどめますけれども、先ほどありましたようにいい繰越し、悪い繰越しということがあるので、その点については、ちょっと十分お考えいただけたらと思います。

最初の2点だけ、お答えください。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。経常収支に関する質問でございますけれども、各種団体の補助金、全体を把握しているのかということと、それぞれ会計報告、毎年もらっているのかという問いでございます。各種団体の補助金等につきましては、一覧で整理はさせていただいておりますし、総務省が毎年調査をしております決算統計の中でそういった区分、補

助費、他団体に対するもの、その他といった区分の中に一定程度の団体補助というのは入ってございますので、総額として、今ちょっと資料手持ちございませんが、整理をさせていただいておるところでございます。

もう1点、非常勤等委託、それからそういったものの部、課ごとの一元管理ということでございますけども、予算編成の段階でもう臨時雇用につきましては、人事課のほうで一旦提出いただいて査定をしていただくと。その結果を予算に反映するというような形で今は予算編成をいたしておるところでございます。

特定の部、課に負担がかかっているのではないかといたるところにつきましては、企画部のほうから答弁させていただきたいと思います。

増田委員長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。ただいまの各所属の中で比重に差があるのかということでございますけども、やっぱりその年度によって、その辺は変わってくると思います。予算までの段階で、そういう翌年度に業務が多くなるというふうな部分については、職員の手はずをしたりとかしておるわけでございますけども、今回のように途中で補正予算とかで急に増えたとかという部分につきましては、やはりそういう今年度で言いますと会計年度任用職員で対応するとか、いうふうな方法になってくると思います。

そういうことで、分かる部分についてはそういう職員の手はずは十分やっていくところでございますけども、急な部分についてはやっぱり臨時職員とかそういう部分で対応しなければならぬということでございます。

以上でございます。

谷原委員 他団体からの会計。

増田委員長 さっき吉村部長が答弁した一覧で管理していますという。足らん。

谷原委員 じゃなしに、団体からの、その団体の会計。

増田委員長 会計報告。

吉村部長。

吉村総務部長 失礼いたしました。補足といたしまして、各団体からの会計報告ということでございますけども、総務財政、総務部が一括して資料を集めているということではございませんで、それぞれ各種団体への補助金の支出の際には、当然ながら過去の決算報告ですとか、次年度の予算書等を添付していただいておりますので、それぞれの担当課のほうでその資料は持っているということでございます。

谷原委員 ありがとうございます。1つは繰越しのほう、さっきちょっと話の中で出ましたので、人員を年度に応じて割り当てるようにしているということなので、予算編成の段階で、今年度この課が過重になりそうだということであれば、そういうふうな対応すると。できない場合は会計年度任用職員でということ。

私も、やっぱり業務の効率性ということもありますので、何か非常に仕事が回らない中で仕事をしていくのは、かえって効率が悪くなると思いますので、ぜひその点を目配りしてい

ただいているということですので、ありがとうございます。

それから補助団体の件なんですけれども、これもやっぱり整理をしていく必要は私はあるんだろうと思っているんです。合併して16年目ですかね。合併特例債も既に期限が終わって、合併特例債に基づく事業も収束しつつあって、旧町合併して、いろんなところ旧来のままずっとやってきたわけなんですけれども、今後、非常に財政状態が厳しくなることがもう予想されます。経常収支比率98%を超えているわけですから。これをどう見ていくかということ、議会でも厳しい議論が必要なんだろうと思うんですけれども、そうするに当たっても各種団体について補助金等きちっと適正なのかどうかも、そういう資料についてはやはりこの団体の決算とか活動報告がなければ、市の税金を使ってそれを支援しているわけですから、したがって、そういうところはやっぱり厳しく今後やっていただけたらと思います。

これは監査でも、外部補助金団体の監査ができるわけですから、やっぱりこれは資料がちゃんとなるようにしておいていただきたいなと思います。

最後、意見ですけれども、扶助費の点で若干増えていると。ここからかなり増える伸びが大きいというふうに言われました。来年度はさらにコロナの影響があって、今後増えていく可能性もありまして、これは減っていく見込みがなかなかない中で、でも実際には国からの交付金とか補助金等がありますので、経常収支比率そのものは大きく引き上がるとは私は思っていないんです。ただこれは若干伸びていくだろうと。しかし、これはなかなかここを切り込んでいくというのは、現実には難しいところがあると思うので、できるところとして、補助費のほう、これをしっかり見ていく必要があるのかなと思いましたので、今日あえて取り上げさせていただきました。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 僕自身はこれ言いましたように、修正案を出した予算なので、ほんで、ほかの一般会計も本来は僕は認めていないんですけども、認定やから、こんな決算やから、認定しようがしようまいが決算はもう通ってってしまうので、別にあれやねんけども。

1つは、総括で答えると市長言わはったから、監査委員、もう前々から、前の市長のときからも僕言うていたように、議会事務局で監査委員を持たないかん理由があるのかと。選挙管理委員会も持っていて、これはちょっと矛盾するところもあるさかいということで、選挙管理委員会を移した。ほんで、監査だけ残ってきた。監査は本来、議会事務局のほう兼務して持たないといけないのかなあというふうに思うし、その中から議員が監査委員で1人出ているんですけども、そしたら、予算も委員に入りたかって、監査をやると、予算も決算もこれ、まあ入ったらあかんという理由はないのかも知らんけど、少なくとも決算は入られへんわな。これ、監査やっていたら、議員は、入られへん。自分で監査やって、自分でこれやるというのもおかしい話やし。ただ、そののところをだいぶ前から僕は言うていたんですけども、市長はどういうふうに考えて、ずっとこれほぼ4年間これやってきはったんか。

それと、この監査、学識経験者ということで監査が入って来てはるけども、そう、この市のこんな決算そのものをきちっと見られる専門家なのかどうかというふうなこともようあれ

やから、ほとんどが議会の事務局がこれやっているんやろうけれども、今年度でもこれ監査するのに、これ決算報告というのは監査委員のほうへ、どの時期に渡したっているのか。そんだけきちっとできる、監査できる期間を、そうでなくてもあれやのに、監査できる期間をちゃんと見てあげているのか。決算のこの報告書を監査委員に渡したん。

それから、いろいろなことで一般会計の中で監査報告の不手際は、不手際としてあったんやろうけれども、そこらが一概に責めてあげられへんのと違うんかいなど。理事者そのものをもう。それやったら独立したちゃんとした監査委員をきちっと置くという考え方は、初めは市長持ってはったのか。いやいや、この状態がいいと思てはるのか。ちょっとその1点だけ。いつこれ渡してあげて、監査委員のほうにいつこれ決算渡してあげて、どんだけの時間見たったのか。今回だけでも。

それと在り方やね。議会事務局が兼ねて持っているような在り方やね。そこらどう考えてはるのかだけ、1点ちょっとお聞きしておきます。

(発言する者あり)

増田委員長 答弁できますか。

西川委員 これ、いつもうて、十分時間ありましたんやと、監査の。決算。行政からもらわんなんやん。

増田委員長 和田課長。

和田監査委員事務局長 監査委員事務局の和田でございます。ちょっと時期のほうははっきりは把握しておらないんですけれども、私この4月から着任したんですけれども、去年に比べたら時期的には若干遅かったという話は確認しております。

それと今おっしゃるようになかなりタイトな作業であったことは確かなんですけれども、明確にいついただいてということは、ちょっとお答えできません。申し訳ないです。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 多分監査のやり方というのは、この市になってからずっと同じやり方をしてきたんやろうと思います。ですので、時期的な問題もそら1日、2日等のずれはあるのかもわからないけれども、多分同じ時期に事務手続というか事務方はやってきたのやろうという理解の仕方をしております。

委員ご指摘のとおり、私も監査委員事務局は独立したもので持ちたいという思いは確かにございます。ただこれが例えば3万7,400人の市の形態の中で、その職員として、その組織としてその形態を持てるのかどうかということになりますと、もう現実の話になります。その中で独立したものという形、もしくは議会事務局から切り離すことも実はほかに部署も検討はしたんですけれども、なかなか難しい作業であったというのが事実でございます。そういう意味におきまして議会事務局等、監査委員事務局の等の人員は、ここ数年におきまして、就任してから増やさせていただいたわけではございますが、まだまだ、監査という意味におきましては、やはり、私自身は適切な監査やと思っておるんですけれども、さらに高度な監査がこれから必要になるのかどうかというのは検討していきたいという思いでございます。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 今、市長答えていただいたけれども、いろいろ検討したけども、ちょっとやっぱりこの人口規模では独立した委員を持つのはどうかという。そういうふうな検討して、こういうことで無理やというの、僕らはよう理解していないわけや。検討した結果もよう、どんな検討しはったのかもようわからんわけ。ただ市長も独立させたほうがええと思ってるのであれば、そうすると、いつも常時それが必要なのか。やり方として、きちっとその決算の監査をやらんなんときと常時監査をいつもやっていないといけない部分とがあるんやろうと思うけれども、監査委員としては常時設置しとかんなんものなのか。ちょっと僕よう分からへんのやけど、どんな検討をされたのか。もう、市長の任期もあれやから、今さらということもあるけれども、どういうふうに市長は検討して、私もそれは独立させたほうがええと思ってるけど、さされへんねんと。この規模ではと。そこらちょっとよう分からへんのや僕。何でできへんのか。検討してもできへんだというのは。人口規模の問題なんですか。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 まず、議会事務局からの分離ということにおきましては、ほかの部署で持てないのかどうかということを検討しております。その中で候補に挙げたのは総務部ないし企画部のどちらかという話でございますが、それはもう組織内部の話としてかなり難しいであろうということでした。

それともう一つ、人口規模と言いましたが、それは財政規模の問題でございます、やはりこの監査委員事務局を単独で持つということについてはかなりの費用が要る。決して、私どものこの葛城市よりか小さい自治体で独立した監査委員事務局を持っているというところも実はあるんです。ありますから、当然その分の費用をかけられているんですけども、それは過去において、いろんな事象があつて、そこに踏み込まざるを得なかったという結論の下に踏み込まれておるわけでございます。ですから、それだけのコストもかけてもやらなくてはいけないという。では、葛城市がそのところに入るのかどうかというのは、私は微妙であったのかなという考え方を持っております。確かに前任者等の事務処理等、行政内部のいろんな問題の中で検討する事象が非常に多かったということも鑑みて独立をできないのかということは、就任してすぐに指示をいたしました。でも、最終的にはやはり今現在の体系の中で人員を増やすことによって強化できないのか、強化するという結論といたしますか、現実的にはその結論に落ち着いたということでございます。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川委員 これは議会が持っているということで、議会議員が監査委員に入っているということで、そのことが本来今後ともそのやり方がいいのかどうかというのは、別に行政理事者側だけの問題でもないのかなとは思いますがけれども、ただ独立を企画が持ったり総務が持ったりと。その機関がどこかで独立するのもわからんけれども、予算は立てて決算もかんできて、ほんで監査もその理事者側で監査も兼任してどこかが持つなんていうのは、ちょっといかなものかなと思うので、独立したらということを行っているわけで、それが財政規模ででき

へんのか、本当にできへんのかどうか、ちょっと僕自身はそうじゃないんじゃないかなあと。それのほうがはっきりとするんじゃないかなあと。監査をきちっとやればね。

ほんで、予算立てにしたって、決算にしたって、そこらが監査がきちっと、いや今やっていないと言うているのと違いますよ。できているし、そういうふうに市長言うてはるのやろうけれども、そこで予算や決算、予算立てや決算のほうにもやっぱり緊張感が走るのと違うかなというふうには、今もそうやっているとおっしゃるのやからそれでいいんやけども、僕はそう思うので、独立した組織で、議会事務局で持っているというよりも独立した組織ができればなど。それが専門的に市長がいろいろとそういう考えでやってもちょっと無理やおっしゃるのであれば、そこらのところは再度またいろいろなレクチャーを受けて、本当に検討した結果、無理なのかどうか、ちょっと私自身も勉強させていただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 総括ということでちょっと私も、総括になるかどうか自信がないのであれですけども、まず、いつも言う職員の関係。職員のいわゆる資質というか危機管理というんか、責任感というんか、そういうようなことについて、お聞きをしていきたい。

まず、職員今決算出てくるコンプライアンス、あるいは、接遇の研修を受けているというふうなことも報告されています。まず、一番身近なことですけども、我々朝来ても、こちらから職員におはようございますと言わんとなかなか返って来ない。これは現実だと思うんです。それで、市民からやっぱりいろんなことを我々言われるわけです。役所に行ったかって、たまたま知った人がおらへん。行っても挨拶してくれへんてなことがやっぱり言われている。私は、1つとして、こんな小さいまちで案内所までつくるといのはちょっと人員的に難しいんかなと。例えば、市民窓口課であろうと税務課であろうと、窓口に来られた人で特に高齢者の方については、例えば声をかけて、どういう用件ですかと。その声をかけて、今見ていたら、どこの課ですわって、これが現実だと思うんですよね。そういうことではなしに忙しいけども、やっぱりちょっとその課まで行って、例えばこういうことで聞いてはるぐらいの、私はサービスできへんのかなというふうに思っています。そこらを人事担当としてどういうふうな考えを持ってはるのかということ。

それと、もう今、谷原委員が繰越しの話が出てきて、そこにも入っていくわけやけども、どうも書類ミスというんか、今年やなしに、毎年、何らかの形でミスが多い。えらそうに言うようやけど、気が緩んでんのと違うかなというふうな感じも取れる。それは何かということとは、やっぱり繰越し、ほんで今副市長がおっしゃったように、全体から見たらそら10%で少ないかもわからん。あるいは国の制度でいわゆる2次補正、3次補正、これで出てくる分についてはこれはやむを得んと。市町村についても、例えば国が臨時で2月に補正しました。3月に補正しました。いわゆる10年ぐらい前からこういうことが増えてきた。そういうようなものの繰越しはそら分かります。しかし、今現在やっている繰越しというのは、ほとんどが未契約繰越し。これが実態や。だから職員として、1年間の間でいつの時期にこの仕事を

上げなあかんのかと。いつの時期に発注をせなあかんのか。みんな計画を立てるはずや。しかし、どうもこの繰越しを見ているとそういう計画を立てていないようにない。

何でそれがでけへんのか。いわゆる職場の雰囲気づくりが悪いのか。そこらをやっぱりどなたが首長になっても検証していかないと、このままずっといったらもう繰越し事業というのとはなくならん。今副市長が言われた繰越しの制度、これをきちっと守っているのやったら、わしかて言いません。今言われたように少なくとも契約をして繰越しするとかいうんならいいけども、ほとんどが未契約。今の決算でいつも繰越し、執行できていますか。いや、契約はしてまんねん。今決算、半年過ぎてあるわけ。半年過ぎて契約してまんのやけど完了できていない。3月までに完了したらいいという考え方。だからその辺をどういうふうな格好で考えてもろてんのか。僅かなことだけど、予算の流用。これについても法的に問題ないですよ。私は法的に問題があるとかないとか言うてんのやなしに、そういう職員の姿勢をやっぱり直さなあかんと。きちっとやっぱり予算も見えていくという姿勢を持ってもらいたい。

ということで、私は根性悪みたいなこと言うてるけども、現実そうやねん。私も民間に5年おりました。民間というのは、こんな生易しいところと違う。もっと厳しい。そやから、やっぱり厳しさを持ってほしいということで、毎回嫌われることばかり言うてるわけやけど、ほんまに1つなと改革をしてほしいというふうに思いますので、ちょっとその辺をどういうふうにしてもらえるのかということをお答えいただきたいと思います。

2点目、いわゆる入札の問題です。入札は皆さん方ご存じのように、公平性、透明性、競争性、これは当然少なくともこの3つはきちっとしないと、入札要件はそろわない。それは皆さん方もご存じだと思います。で、この葛城市では業者選定委員会、そういう委員会が過去からずっと設けられている。ここで全てとは言いませんけども、大半はこの業者選定委員会の中で審議をされている。ただ、私は嘘か本当か知らんけども、随意契約については各課のまあ言うたら範囲に任せていますというようなことも聞いたことがあります。それから、今の入札要綱の中には随意契約のできる範囲、自治法上決まっておるわけやから、そういったものについては問題ないですよとこうなっているわけやけど、私は思うのは、やっぱり管財課という課があるわけやから、仮に10万円、20万円の随意契約できる要件のものであっても、やっぱり管財課に合議を取るとか、あるいは管財課に相談するとか、やっぱりこういう体制づくりをしないといかんのと違うかなと私は思っています。

ほんで、例えば過去の例挙げたらあかんけども、ここに担当職員もおるかもわからん。いい悪いは抜きとして、例えば去年の3月についても、教育委員会、机の発注、いろいろあったと思う。これもいろんなことで四苦八苦されたんやと思う。しかし、たまたま年度が迫ってしまった。入札かけた。落札できへんだということで、4者か5者か随意契約せざるを得なかったというような結果が出てきておる。結果を批判しているわけではないわけやけども、やっぱりこういうふうなこともせんようにしてほしいということと、一つ、例ばかり挙げていったら悪いけども、今の決算に出てきた、いわゆるストックヤードの問題についても、私は何も不正をしているというて指摘しているのでも何でもなし。答弁を聞いていったら、何か予算が不足でしてんとか、明確な答弁が返ってきていないように思う。

それで、やっぱり本当に業者選定委員会の中で議論をされたと思うけども、例えば、1回目不落で終わった。そのときに、もう一遍選定委員会に戻ってきて、なぜ不落になったのかということをおもなで考えるというようにをされているのか。いやいやもうそれは担当課やから担当課でそれはやっってくださいよというふうにされているのか。そこらをやっぴりきちっと教えていただきたいというふうに思っています。

今年のマスクの問題についても、基本的には指名願が上がっている業者、しかし、その品物によって、指名願が上がっていない業者を発注せざるを得ん場合もあるか分からんけども、やっぱりそこらもきちっとその業者選定委員会の中で協議をされたのやろうと思うけども、いろんな話を聞いていたらそうでもないようなこともあるし、あんまり言うたら、わしは何遍も言うけど業者に対してどうこう言うのやなしに、嫌味言うているのやなしに、本当に行政として発注の仕方、これが正しい発注の仕方ですと言えるというか、そういうことをやってもうていると思うけども、どうも結果を見たら、そういうふうなん出てくる。あんまり言うたら嫌味言うてんのかいとなったらあかんから、そうやなしに、やっぱりまあ言うたら改革すべきは改革していくと。

それと、何年か前にやっぱり不祥事も起きている。それについて、どういうふうに関後起きへんかということをお、改革していくという約束もあった。だから、それも前に聞いたかどうか分からんけども、こういう改革をやりましたよということをお教えてもらえるんやったら、教えていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

増田委員長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの岡本委員のご質問でございます。職員の責任感であったり資質という部分でございますけども、私が見ている限り挨拶であったり、来客者に対する声かけあるいは案内、こういう部分については十分できているのではないかなというふうに私自身は感じております。例えば、役所の中で、どこに行っているのかなあ分からんような方には、それぞれ職員が声かけをして、どちらにござ用ですかというふうな案内もしていますし、市民窓口課のほうで、どこどこの課で用事がある。どういう用事で来たのだけども、どこの課ですかという場合でも、ただ単に課をお教えるだけではなく案内してきたりという部分もありますので、その辺は、接遇研修もしながら、今までだお向上してきていると思っています。

過去に北葛のほうで調査をされるに当たって、その比較対象ということで窓口の親切度といますか、そういう調査をされるに当たっての比較対象として、葛城市を選ばれて、そういう調査を覆面調査というふうなことをされたことがございます。その中でも、北葛の各町と比べて葛城市の窓口対応はよかったというふうな結果もございましたし、それぞれ見方もありまして、まだまだできていないよということもあるかもわかりませんが、その辺はまた今後引き続いて研修なりで向上していきたいというふうに考えております。

また、職務における執行の管理、この辺につきましてはそれぞれの課でやっぱり年間の計画を立てた上で、皆、事務を執行していると思っすけれども、その辺の進捗管理はやっぱり管理職、課長なり課長補佐がおりますので、その辺はきっちりと進捗管理をした上でやっ

ぱりしていかなあかんというふうに思いますので、その辺の管理職の資質向上というふうな部分につきましても、今後向上を図っていかなあかんのかなという部分かなというふうに思っております。

以上でございます。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 少し答弁かぶってしまうかもしれませんが、繰越しについてですが、未契約繰越しはあまり望ましくないというのは私もそのとおりだと思いますので、それはできるだけないようにしたいと思っております。

あと、お金のことではなくて、職員の意識の問題ということであれば、もう意識を変えるしかございませんので、しっかり頑張っていくと言うしかちょっとありませんが、できるだけ未契約繰越しがないようにはしたいと思っております。

あと、随意契約につきましても、金額によって違いますが、少額については各課にもう任せております。それはもう管財課が見るというよりは、各課がちゃんと責任を持ってやるということで各課に任せているところです。少額以外のものについては、管財課がしっかり見ております。形式的に決裁を取っているか取っていないかというのと、取っていないものもあるのかもしれませんが、管財課はしっかり見て業者選定委員会に報告または審議をしておりますので、そこについてはしっかり判断をしているところでございます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 吉川部長から話があって、部長の立場上、今言われたことを言うてはるのは分かるけども、現実として私もそのくらい来えへんけども、今少なくとも3日来ている。議会に来て、北から入ってくるけども、先に挨拶した職員、誰もおらん。正直な話やで。だから今言われた北葛がどうのこうの言われたけども、過去のことは我々もよく分かりますよ。過去、この庁舎を建てたときでも、親切やということもよく聞きました。しかし、だんだんそれが薄れてきているから、市民からこういう話が出てくる。だから、何も部長があかんとそんなことを責めているのと違うけども、やっぱり市民からこんな話が出てくるということは、今部長がおっしゃっているようなことに欠けているのと違うかなということやから、立場上、そういうふうに言わないと、いやいや言われることもっともやと、これから変えていきますわと、なかなかそら言われへんと思う。だから、そういうことを私は言うてほしくないけども、やっぱり現実的にそれがあるということだけは、頭に入れてほしい。だから一遍こんなん言うたら悪いけども、今まで過去にまあ言うたら、北の入り口、南の入り口、2人ずつ立って、挨拶運動やっていますというてやったこともある。それがいつの間にやら途切れたのか、いやいやもうこれで十分やってなったのか分からんけども、そういったパフォーマンスばかりせんと、現実的にこうやということをしなないとあかんと思うし、それがやっぱり職員の資質と言うたら怒られるけども、危機感と言うのか、それに俺表れているのと違うんかな。

今副市長言われたように入札の問題についてもきちんとやっている。そらそうやと思う。しかし、この随意契約がもっと言うたら、各課に任せていますという随意契約がだんだん飛

躍しているところもある。我々議員やから、やっぱり嫌われること言わなあかん。具体的にどこや言えというてそんな言うわけにもいかへん。ここやここやと言うわけにもいかへんから。わしはいつも言うて、あんまりやて怒られるけども、わしは責めているのと違って基本的なことをきちっと各課で守る。これは職員というのか、役所の常識というものや。ところが、その各課でできていない。ほんならどうすんねんと。誰かが嫌われ役やないけども、例えばこういうことをせなあかん。例えばいつの時期に発注しなあかんと言う人間がここに何人おんねんということや。誰かが指示出す。言葉悪いけども、誰かが悪者になるではないけども、時期を見て、これはいつまでにしなあかん。これはこうしなさいと言う人がこの中に何人おるかということだと思ふ。だから、そんな人もつくって、やっぱり、これはこうですよ、ああですよということを言うていかないと、今のままで各課責任持って、管理職に責任ありまんねんて、各課に任せてまんねんと。私はこれではもういかれへんのと違うかなと。

そうしないと、また繰越しに戻ったら、こんな嫌みになったらあかんか知らんけども、私は今言うているように法に触れんかったらいいんやという考え方がもう染まってしまうている。私はさっきも言うたように法に触れへんかったらいいとそういうことではなしに、職員の常識として、やっぱりこういうことはあかんということを肝に銘じてほしい。そういうことだけ言うておきます。もうそんなん回答もうたかて、言われへんと思ふから。きちっとそれだけは僕はやってもらいたいということだけをお願いしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 1点だけ。総括という部分とちょっと一部、今回は令和元年度決算の衛生費でコロナウイルス感染症対策という項目で出されました。本当に令和元年度は、今までに私たちが受けたことのない大変な事象に出会って、そして、行政ももう日本国中、世界中がこの対策には本当に一喜一憂、頭を痛めて、ここまで今現在進行中なところなんですけれども、今、るる岡本委員からも体制について、職員の資質とかというふうに言われたんですけども、私は今回このコロナ対策プロジェクトチーム、そして新型コロナウイルス対策室というのをいち早く立ち上げられて前向きにされたと。令和元年度の決算のほぼ最後のほうに手指消毒の完備等されたことについては、私は一定の評価をさせていただきたいと思っております。ただこれは、まだ令和元年度の決算の入り口であって、次年度に向けて本当に行政としてやらなければならない課題の集約というのは、これからであるというふうに思っております。

先日予算特別委員会で、いきいきセンターの網戸、実際には換気が必要であって、換気をしていたら、今度窓を開けたら虫が入ってきたり、蛇が入ってきたりですか、何かしたと。こんなことをなかなか当初に想定できるものではないと、これも理解はさせていただきます。

大事なことは何かと。今、職員また市長、副市長のリーダーシップ、また教育長のリーダーシップを問われているんだろうなというふうに私は思わせていただいたんですが、本当に必要な課題は何かということは今いろんなご意見をいただいて、されているんですけども、コロナ対策の会議、これは、今、対策室というものはあるんですけども、対策室のされていることというのは細かいところで、私たちもちょっとどんなふうになっているのかなというの

は、令和元年度の決算の段階で対策室がなかったのかな。対策室は令和2年度ですね。プロジェクトチームの段階だったと思う。でも、それはもう前に進んで対策室になったことはこれもう分かっていますのでね。やはり、初めてこんなことが起こった。未曾有のいろんな災害もそうですけれども、起こった、起こり得たときにどうやって危機管理をしていくのかという、その会議、その意識というのはどのような形で進められていくのかというのは、なかなかチームを組まれたといえども、市長がどれだけのリーダーシップを取れるのかということころは私たちもよく分かりませんので、市長にその辺りをちょっとどんなふう引引っ張っていかれたのかということころは、今回、決算の中では最終に一部入っておりますので、コロナ対策について少しご所見をいただきたいというふうに思います。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 非常にコロナのこの問題というのは大きゅうございます。多分こんな何十年に1回ひよっとしたら100年に1回の事象かもわかりません。その中で未曾有の災害であるということももう事実でございます。初めて、この新型コロナウイルス感染症の発生があったのは中国であるということでございますが、奈良県におきましては、バスの運転士の方が感染されたという報告が1月末にございました。

1月末にございまして、すぐに、その時点ではまだ対策調整会議は持っておりませんでした。これはその会議を持つべきであるという段取りを始めました。それと並行して、いち早く安全対策物資の不足が考えられましたので、その手配にかかりました。それがおっしゃっていただきましたアルコール手指消毒並びにマスクと石鹸等、次亜塩素酸ソーダも含めまして、安全対策の物資を確保すると同時に、コロナ対策調整会議の開催を始めました。ほぼ期間的には、もう最近は少しちょっと間隔を空けましたけども、1週間に1回の間隔で開いておりました。11回目のたしか調整会議からは対策本部に格上げをいたしました。

その間に、2月の末日に国のほうが学校関係の休業を指示された。安倍首相が指示されたという状況がありまして、教育委員会も含めまして、全体的な会議を頻繁に持つておったということでございます。まず、初期段階としての対策といたしましては、まず、第一に市民の生命を守ること、安全を守ることということで、安全対策に重視をして対応いたしました。それは各施設、特に教育施設、保育施設、老人介護施設、医療関係のやはり安全対策物資並びに安全対策の方法を、私どもが持つております健康増進課のほうに対応の指示を依頼いたしました。それに沿って前半の第1波といいますか、初期の何と言いますか新型コロナウイルスの対策の重きを置いたということでございます。

当然のことながら、これだけ長期間になっておりますので、並行いたしまして、さらに安全対策として何が必要なのかということ随時つけ足していきました。その中に非接触型の検温器であったり、空気清浄機であったり、また、市民の皆さん方が非常にマスクの入手が困難であるという状況の中でマスクの全戸配付を求めたというのも、その時期でございます。

第1波というのが、ある程度、緊急事態宣言等の動向もありまして、ゴールデンウィーク明けに一旦は鎮静化の方向に向かった。その中で学校関係の開業に向かったという経緯がございます。

それに伴いまして今度はまた対応の仕方としては、安全対策から今度はセーフティネットの関係の部分についての取組が始まりました。これは国の予算の配分の問題もありますので、あれですけども、かなりの部分、市民の皆さん方のセーフティネット、10万円の給付がございましたので、その部分も含めまして、それ以外で葛城市独自としてやれる救うべき分野があるのかなのかということの検証、それと、もうその時期には秋口の第2波の状況の推移も考えた中での安全対策の模索を始めておりました。非常に大ざっぱな言い方ではございますが、新型コロナウイルス対策につきましてはまだ継続中でございます。これから秋に、もう今、秋なんですけども、これから、かつ、さらに冬に向かいまして、どのような経緯を取るのかということについては、随時、情報収集と研究と対策を考えておるところでございます。

この問題というのは多分どなたも初めてでしようが、全力をそこに傾けた、これは事業という言い方ではないです。対策であった。これはまさに東日本大震災等があった目に見える災害とはちょっと違った意味での大きな未曾有の大災害である。それが被災したという感覚の中での対応を取っております。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 非常に、令和2年に続く経緯についても言っていたかんとしようなことになってしまいました。申し訳ないんですけど、やっぱり決算ですので、非常に聞く部分が今回はちょっと一部なので、聞きにくいところなんですけど、ただ市民の皆さんがやっぱり今言っている情報の収集と市長言われましたので、情報の収集が各課にわたり、やはり細やかに市長の耳に入ってこないといけない。市長の独断で決断するというのではないということ、あえて今議員のほうからもいろいろこの対策について、どうであるかというような賛否両論あるんですけども、私はやはり情報収集、市民の声、今、小学校も窓を開けると虫が入ってきて、生徒たちがいっぱいかまれてしまうと。こんな声が聞こえているのかというふうに思うわけ。教育長のほうに届いているかなというふうにちょっと思うんですけども。親たちは帰ってきたら、虫にかまれることの子どものストレスとか、そんなあるわけです。これは本当に当初に想定していなかったような換気が必要だということによって、今も、強風であればこうして、窓は1回閉めない。開けたり閉めたりということですけども、やはり換気をできるだけするという中で、冷暖房をつけながらも換気をするという方向に行っている中で、そういった網戸、簡易なものも含めて、教育関係だけではなくて、いろんな機関にきっちりとその配慮、藪が横にあってやぶ蚊がいっぱい入ってくるのに開けていいのかと。こんなことが実際には市民の声なんですよね。

総括であえて言わせていただいたのは、多岐にわたっている関係部署において、そういったところに細やかな配慮をします。お金をかけるのか、かけないのか、やっぱり市民の人たちが生活しやすいようにということを中心に、きっちりと情報収集をしていただいた上で市長の最終的な判断でございますけれども、やはり、こういった前向きな意見をしっかり聞く耳を持っていただいて、対応に当たっていただきたいというふうに思います。どうぞよろ

しくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと川村委員のコロナに関連してほとんど言われたような感じもあるんですけども、僕は150ページに基金、載ってまして、これ幾らあるかというのはそれはもうさて置いて、このコロナのときにやっぱり市民の方々がすごい困っておられて、特に飲食店の自粛中なんか僕もすごい困った声を聞いていて、この基金、財政が厳しいので、これを取り崩すかどうかというのは別問題なんですけど、こういうときに使うのんかなと思った中でちょっと質問させていただきます。

財政厳しいんですけども、市民の安全を守るのが一番で、市長からも今、第2波のお話出ましたけど、ちょっとこの場で言っている質問なんかどうか分からないんですけども、冬近づくので、冬近づいてきたらインフルエンザ等、また、そういう風邪等が増えてきたらまたコロナと相まみえて、また、ちょっと混乱が生じるんじゃないかなと僕はもう再三前から言っているんですけども、今までは国からの助けでいろんなことをやっていただいてこの決算なんですけども、対策室等で前回はちょっと予想もできひん状況で、コロナが進んでいったんですけど、次はある程度どういったことが起きると予測つくんですけども、例えば、もう爆発、広がってしまったときに市独自でその前に止める政策とかというのはちょっと考えられているのか。ちょっと今のうちに考えないと、冬になってからでは遅いと思うんですけども、ちょっと決算で言っているか分からないんですけど、言う場所がここしかないの、そういうちょっと動きとか考え、今どういうふうな対策をしつつ、予防、例えば、前から僕言っていました高齢者の方々に前もってタクシーチケットを配って密を避けていただくであるとか、そういった対策等々あればちょっとお聞きしたいです。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 どこまで答えましょうか。決算ですが。

増田委員長 そこは、ご判断に任せます。

溝尾副市長 今の新型コロナウイルス対策室の状況でございますが、まずは、予算でご議決いただきましたプレミアム付商品券、あとはキャッシュレスなどなどの作業に向けて進んでいるのが、まず1つでございます。また、新型コロナウイルス対策室だけではないですけれども、市全体として、この冬に向けて、さらに春に向けて、などなど、交付金はもうほぼほぼないことはないのですけれども、何か考えられないかなというのは引き続き検討しているところではございますので、いろいろ、議員の皆様からご意見をいただいたりしておりますので、そういうのも踏まえながら、必要な施策は必要なときに講じるということで、検討を止めたというわけではなくて、引き続き検討しながら、ただメインは予算にいただいたものを年度内に執行するというところで動いているところでございます。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっとすみません。聞くところがここしかなかったの、答えにくいところがあったと

思うんですけど、何が言いたいかと言ったら、やっていただいていると思うんですけども、引き続きちょっと気を引き締めて、冬今年、僕はちょっとかなり怖いので、皆さんのお知恵を絞っていただいて、特に高齢者の方々、呼吸器つけて入院されている方ちょっとまた増えてきている傾向があるので、特に高齢者の方々の対策をよろしく願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 はい、私からの総括ということで1点お伺いいたします。何かと申しますと、コンサルタントの扱いについて。いろんところでいろんな予算の項目で、コンサルタントへの業務委託経費が多々見受けられます。行政にあっては当然のことなのかもしれませんが、このコンサルタントなんですけども、安易な利用につながっていないかという懸念がどうも拭い去れなくて、個人的な私の見解かもしれませんが。何かというとやっぱりコンサルタントに頼みさえすればいい。そしたら、本来事業担当者が、職員の担当者が自分たちで独自に考えて勉強をして、それを考えて、その考える機会、勉強する機会あるいはそれに取り組む意欲というのを阻害しているんじゃないかというふうに思えるケースもあります。

それと、コンサルタントを利用して出た結論やからというそれが、言い訳というか大義名分につながっているようなケースもあるような気がしてならないんです。ですから、本当にそのコンサルタントが必要なのかどうかということについて、その見解か何か基準があるのかどうか分かりませんが、それについてお伺いしたいんです。

まず、コンサルタントというても業者ですよ。普通やったら、業者選定委員会とかありますが、コンサルタントにはそれないんです。いろんところでコンサルタントを使いましたというのを聞くんですけども、何でこのコンサルタントを使ったのかという説明、これまで一回も聞いたことないんです。その辺の理由というか説明はいただけないのか。例えば、その職員の努力によっていろいろここまでやりましたけども、これ以上の専門知識がやっぱりこのコンサルタントにあったので使いました。そういう説明が今まで一切いただけなかったんですよ。そんながもらえないのか、これが1点目。

2点目。あるところでちょっと聞いたんですけども、聞いたというか、私が聞いて、こういう答えが返ってきたんですけども、何でこのコンサルタントを使ったんですか。いや料金安かった。コンサルタントもピンからキリまである。何でそれを聞いたかという、どうもコンサルタントの説明がたどたどしくて何かつじつま合わないことが多くて、何でコンサルタントやのにこんな説明しかできへんのやろうかという疑問からなんですけど。やっぱりその料金が安いからという答えが返ってきたのがちょっとびっくりしたんです。そういった何というかな、成果品の差が料金の差によって本当に出ているのかどうか。これちょっと我々分からない。これが2点目の質問です。

3点目。行政は、コンサルタントの提案をどこまで受け入れているのか。コンサルタントに出したから100%これに従います。いや、そうじゃないケースもあります。その辺の基準というのがあるのかどうか、この3点お願いします。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 まず、1点目の、個別具体的なケースがもしあるのであれば、丁寧にご説明いたしますので、また、その場その場でご指摘いただければ、丁寧に説明させていただくようにさせていただきます。資料なども出せるものについては、出せるようにさせていただきます。

2点目何でしたっけ。料金、入札とプロポーザルとあると思いますけれども、入札ならば制度上安いところになってしまうというのはそうなんですけれども、事前に我々も本当に能力があるのかどうなのか。周りの自治体の成果があるのかどうなのか、などなどはもちろん調べないとはいけないと思っております。その上で入札をして、安かったのであれば、その業者になるというのは、制度上はそうなってしまいます。先ほど申しあげましたように事前の調査だったり、本当に能力があるのかどうなのかというのを調べるのが、まず大事だと思いますので、そこを引き続き徹底していきたいと思えます。

3点目、言いなりになっていないかどうか、ちゃんと基準があるのか。基準は残念ながらないのではないんですけれども、コンサルタントが行くと、そのままのみにしているということはないかなと思っておりますが、ただ技術的に職員では分からないことも当然ございます。そこについては、調べられる範囲では確認しますが、そのコンサルタント業者も数十年やっているところが1年の勉強で勝てるわけではないので、しっかり信じる場所は信じる。ただ確認させていただくことは確認すると。あと、方針としてはきっちり市として持つていかないといけないのかなと。その方針を持った上で、事実確認だとか、ほかの事例調べてくれだとか、そこについては、しっかりやっていただいたりとか。ただ、方針まで全てお任せしますというのは、それは本当に投げやり過ぎると思えますので、そういうのはないようにはしっかりしていきたいと思えます。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっと全て私の期待した答えをいただけなかったかなと。

まず、1点目のところ、個別具体的にまた問い合わせてくださいということだけど、私が申し上げたのは、何でこのコンサルタントを使ったんですか、使ったかというのを、その何なりの報告の際に一言、そういうのがいただけるかどうかということだったんです。そのコンサルタントの高額、あるいは高い安い、条件として入札であったりプロポーザルであったりということで、入札の場合は制度であるので、やはり安いところに行くということでしたけれども、コンサルタントというのはどっちかという入札にそぐわへんかなと私は考えるんです。やはりその専門知識のそこをカバーするために使うのであるから、金額よりもどんだけのいい提案しているか。そこはもう金額じゃないと私考えるんですけども、何というかな、本当に市のことをよくしようと思ったら、そんな倍も変わらへんと思うんです。金額的には。それよりもやっぱり、この提案、ほかではこんな出でけえへん。こういうすごい提案がもらえるというところをやっぱり選ばんとあかんと思えます。

ちらっとおっしゃいましたように他団体で使っているから、こういう実績があるから、実績あると言ってもそこで本当に、何というかな、政策的に寄与しているんじゃないかと

用したという実績があるというだけで、そこに決まっているケースも多々あるような気がします。これは葛城市に限らず。だから、その判断がやっぱりちょっとまだ不十分かなと私思うんです。

それと、3番目のところで、この辺については何らかの基準はないけども、そういった方針が必要かなというようなことですよね。それはいいんですけども、ちょっと具体例を申し上げますと、新総合戦略策定事業。これ私議会から承認を受けて委員として参加させていただきました。何回か委員会やりましたが、その中で事前に企画のほうから、次、こういう会議ですという資料をいただいていた。そこにはコンサルタントの成果品もついていました。ところがある会議のときで、それをなしにして、具体的に言うと、人口5万人構想、その後、5万人チャレンジと変わりましたが、突然出てきたんです。行ったら、いきなり会議の席上でまた別の資料を配られて、聞いたらそれは、またコンサルタントの成果品と違うんですよね。そういったことを何で突然配るのか。あと5万人構想についてのいろいろな質問をそのとき私投げかけたら、もうそれを市長遮られて、私の質問していることを遮られて持論を述べられました。そんな言われて、ほかの委員誰ももう発言できないんですよね。だから、コンサルタントが出してきたやつについて検討する会議やと、私、委員会と思っていたんですけども、そうじゃないと。あくまでも、もう市長がご自身の持論を述べられた。それで終わってしまった。そうなってくるとコンサルタントの存在意義って一体何かなと思うんです。

だから、そういったところで、どこまでそのコンサルタントのことを採用されるのか。あるいは、ここまでは、コンサルタントはまずやったことはこれ認めます。ここに関しては、こういったこれこれこういう理由でというところで、その理由をおっしゃっていただければ我々も納得できるんです。それもなしに、まず、こちらから意見申し上げようとしているところを遮ってまで、それを言われるともう我々何もできない。そしたらもうコンサルタントも委員会も何のためにあるかという気がするんですよね。

だから、やっぱり、話戻しますけど、委員会、別に置いておいて、コンサルタントの在り方というのをいま一度考えていかんと、本当に実のあるところにはお金ももっとぎ込むべきやし、逆に成果が上がっていないんやったら、もうそこを見直す。そういった判断が今後必要かなと思うんです。その辺りいかがでしょうか。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 まず1点目ですけれども、随意契約、私は別にありだとは思いますが。例えば、もう明らかにその業者が日本で一番だと分かっているだとか、そういうものについては多少高かったとしても、そこをお願いするなどは十分あり得ることだと思うので、先ほども答弁しましたが、事前にその業者のことをどんだけ確認できるのか。同じぐらいかなというのであれば、やはり入札、できるだけ安いほうがいいと思いますので入札すると。まあ入札にこだわっているわけではございませんので、事前に確認して、明らかにもうずば抜けているところだとか、明らかにずば抜けて、能力はあるけれども、ずば抜けて安いところだとかなどについては随意契約も大いにあるかと思えます。

2つ目に他団体の実績、ただ実績があるかどうかではないというのは、もう本当におっしゃるとおりだと思いますので、他団体の実務経験者にも聞いて、そのコンサルタントがどうだったのか。理想どおりだったのか。理想とはかけ離れていたのかなどなどについても確認する必要があるのかなと思いますので、今までどうだったか、ちょっと分かりませんが、今後、もしあるのであればそこについては、ちゃんと確認する必要があるかと思います。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 具体的に遮った等の分おっしゃっていますので、その部分についてお答えしたいと思います。その委員会の席で委員のほうから、議会を代表して発言します。もしくは議員の皆さんに相談した結果、発言しますというお言葉がありましたので、それは、確かに委員構成としては、議会議員の中から選出していただいて、おいでいただいているんですが、議会全体に相談されて議会全体の意思として発言があるんですかという意味でそのことを申し上げて、ちょっとそれは違うんじゃないですかというお話の中でお話をかぶせた記憶はございます。コンサルタントについては、いろんなご意見あると思いますので、また参考にさせていただきます。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 もう言いつ放しなので、言いつ放しでいきます。副市長からいろいろの前向きなご答弁いただきましたので、非常に期待しております。今後、コンサルタントの扱いについては、その方向性でぜひともお願いしたいと思います。

あと市長、今ご答弁されましたけども、その当時の議事録があるのかどうか、私は確認していませんけども、議会を代表してというより私は議会のほうから選任いただいて意見発言していますと言っただけであって、そのとき市長はたしか議会の議決をもらって発言しているんですかということをおっしゃいました。これ間違いないと思います。だから、やはりちょっと今記憶でこれどう言った言わない言ってもしょうがないので、これ以上言いませんけども、やはりその辺、そういった話もそうです。私が言いたかったのは、委員の意見をまず聞いていただきたい。これはもうその委員会に限らず、ふだんの業務の姿勢とかもそうじゃないかと勘繰ってしまうんですよ。職員のやっぱりそういういろんな意見があると思います。当然市長だっているいろんなことを聞かんとあかんと思います。それについて、まずはちゃんと真摯に聞いていますか。それに対してちゃんと、いやこれはこうやとちゃんと説明した上で、その意見をただしていますか。そういうことを、思い至っていただきたいなという思いがあったんです。その辺については、もうご自身の判断だと思いますので、これ以上言いませんけども、はい、ありがとうございます。コンサルタントについてよく分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 致しております。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。ちょっと最後1つ、この計画書のことについてちょっと発言します。今これ決算特別委員会ですから、やっぱり決算の成果報告書というのがついているわけです。これはもう原課でしっかり作っていただいています。増田委員長が、ずっとこの改善を求められて、毎年こう改善して、私は非常に見やすくなったなどありがたいなど、行政のことをしっかり分かる上でこれ必要だなど。

この計画書、これはもう今年度予算で委託料で出ているわけですよ。だから岡本委員が指摘したわけです。これを見てないと。言われたら出てきたんです。私はまだ議員になってまだ1年生ですから、右も左もあまりよく分かっていませんので、自分の常識が違うということもあるので、そこは慎重になっているんですが、水道ビジョンのときに、私は水道ビジョンが委託料で決定されて、その年度に終わっただろうから、いただきに行っただけですよ。出せませんと。年度を越えた次の委員会を出したいと。いろいろあってということで、何かもたもたしてはるから、そういうもんだなと思って、私はこういう計画書は行政のほうの文書で行政が利用されて、行政の側から必要なときに出てくるものだとてっきり思っていたんですが、今日岡本委員がぱつと言われたら出てきたということで、改めて、それはそういうもんだなと。成果品出すのは当たり前やなど。ましてこれ重要文書ですよ、我々議員にとっては。いろんなことをこう考えていく上で。何でこれ言われなかったら出ないんですか。これちょっと聞きたいですよ。どういうことなんですかと。だからその年度で委託料コンサルタント頼んだ。その年度に3月まで出ている。何で出てこないのか、これお聞きしたい。

これは、前回の定例会のとき、クリーンセンターの長期債務負担行為、ぽつと出てまいりました。それはやっぱりどういう形で将来運営していったほうが経費が安くつくかということでコンサルタントに、これは平成29年の委託料だと思います。平成30年11月に出ているんです。このコンサルタントの報告書が。それがその日に出てきたんですよ。こんな検討しようがないじゃないですか。こんな議会の軽視じゃないですか。議員がこういう問題について市民の関心のあること、議員が関心があること。それは、その年度に成果品が出たら、ちゃんと議会へ出す。報告書を出す。これ当たり前だと私は思っていた。思っているんです。だけど、やっぱりそうじゃないんかなと思ったから、言わなかったんですけど、今日見たら、やっぱりそういうふうな形で出てくるということは、私、当然あるべき考えだと思うんですけども。

ここら辺、なぜ出てこなかったのか。クリーンセンターの件もそうですけれども、何で平成30年のが、11月に日付を打ってあるのが、その時点で出てくるのか。この点についてちょっとご見解をいただきたいと思います。

増田委員長 このことに限らず、他の計画書についても同様の事例がございますので、その辺含めてご答弁をお願いします。

溝尾副市長。

(発言する者あり)

増田委員長 いやいや、だから、複数そういう事例がありますので。

溝尾副市長 複数の事例について出していないという事例があったことは本当に申し訳ありませんでした。適切な時期に出すべきだと私は思いますので、出せないものももちろんあるかと思いますが、公表するものなんかも、もちろん議員の皆様先にお見せして当然だと思いますし、今後適切な時期に成果のものについては、出すようにしたいと思います。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけれども、私、議会でこれ予算で議決しているわけですよ。委託料を。今後いちいち、これ出していただけますねと確認しなあかんような話ですやん。いや出せませんと、何で出せないんやと。予算認められへんというふうなことでもあるわけですから、そこは緊張感を持って、ぜひ議会で計画書、委託料について議決したものについては、きちっと議会に成果を報告していただきたいと。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

委員長の責、副委員長にお願いをいたします。

(正副委員長交代)

内野副委員長 増田委員長。

増田委員長 私のほうからも2点、総括質疑させていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。先ほどのコンサルタントに関する関連で質問をさせていただきます。ある会議の席で、コンサルタントのほうからある計画についてご説明がございました。私は、計画は市が立てたもの、立てるものであって、その説明も担当原課が部長もしくは課長がこの計画についての説明をするべきかなど。にもかかわらず、事細かく内容をコンサルタントが作成したということであるのかどうかは別としまして、本来どうあるべきかなど。事業の説明、計画書の説明を誰がするのかということを確認させていただきたいと思います。

それから、経常収支比率がちょっと低下している。県下で何番とかということは別に致しまして、全国レベルからいくと非常に低い位置にあるというふうなデータも出ております。決算に、決算審議の中で細かい数字を分析するというものなかなか見えにくいので、私、性質別区分で分類、過去にそれを分類した経緯があります。先ほど谷原委員が若干お触れになっておりました部分でございますけれども、私が分析したこの比率で、全国の他市の平均よりも高いウエートを占めているという種別が繰出金にあると。令和元年度、全体の14.2%が繰出金を占めておるといふ監査委員からの報告。前年平成30年度は14%、0.2%、1,300万円上昇している。この比率が全国平均と大きくかけ離れているといえますか、数字が、ウエートが高い。この繰出金の中身につきましては、特別会計への一般会計からの繰り出しというのは承知をしておりますけれども、私のイメージでは、おいしい給食やっただいています。安い給食提供していただいています。しかしながら、この繰出金によってその会計が維持をされておる。一例でございますけれども。

そういうようなことで市民に喜んでいただくためには、こういった繰出金によって特別会計を支えておるといふのが実態かなというふうに思いますけれども、その辺の経常収支比率

が非常に厳しい状況と繰出金の関係について、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

内野副委員長 吉村部長。

吉村総務部長 私のほうからは、経常収支のところでは繰出金の比率が高いというご指摘でございます。全国的に見ましても確かに高いのは事実でございます。その内容は委員長お述べのとおり特別会計への繰出金というものが多く占めておるわけでございますけれども、その中でも下水道事業特別会計繰出金、それから、国民健康保険特別会計への繰出金、今、令和元年度はさほどルール外というものはございませんけれども、今まで合併してからずっとこっち、ルール外の繰り出しもさせていただいておると。下水道事業につきましては、積極的な下水道の整備ということでかなりの整備率、普及率が図られたということもあって、それに建設費に関わります公債費の部分について交付税措置が当然でございますので、そういった部分での基準の繰出金が高額な団体よりも多いのかなというふうにご覧いただいております。

概要としては、以上でございます。

内野副委員長 阿古市長。

阿古市長 繰出金のほうはちょっと研究させます。会計上の問題なのか、それとも何か問題が本当にあるのかどうか。その辺精査する必要があるのかなと。委員のお話聞いていてそう感じました。

それと経常収支比率、えらいご心配かけていて、本当にすみません。今奈良県では市12市では4番目なんです。奈良県の市自体が非常に内容が悪いですから、その中で4番目というのが県内ではあれなんですけれども、全国的にはもう従前から申し上げておりますように葛城市の財政状況というのは大体中下であるという認識はずっと持っております。その中で経常収支比率、今年は0.7%です。改善しておるわけなんですけれども、前々年の経常収支比率が約2%ほど悪化しました。その大きな理由は、会計上の処理の問題でございました。下水道会計の繰出金をこの経常収支比率の中でのカウントの仕方が変わってまして、それが約1.数%変わりましたので、そのような判断を、それと公債費であるとか、扶助費であるとか、いろんな増加の部分も相まっての変化であると。私が就任したときはたしか九五、六%でしたので、もうその当時から奈良県では大体3、4番ぐらゐの経常収支比率でございましたけれども、委員ご指摘のとおり、もうこれはやはり財政再建をする中で、私の場合はソフトランディング、実はやっております。ハードランディングではなく、財政再建の中でソフトランディングしながら、税収を上げていながら上向きに持っていく。当然、経費の節減をしていくという計画でございまして。やっとなんかいい芽が出てきたのかなというのが、この3年目の実は決算の内容でございました。

税収としては、非常に活性化したまちづくりをするという中で、約3億円の税収が法人税、市民税、固定資産税も含めまして、税収が上がってきている。ある種その傾向が表れてきた決算であったのかなという思いではありますけれども、今回改善した部分にもその部分も影響しているんだろうと思いますけれども、さらに、やはりこれ委員がご質問いただきましたように、公債費といいますかね、借金を返すピークがあと2年後に来るということでございますので、その2年以降も極端に減るというのではなく、まず、平衡であるという前提の下に立った中

での財政運営をしていかななくてはいけないという考え方でございます。もうしばらくお待ちいただければ、それなりの施策の中でまちが活性していく。いろんなご意見あると思いますけども、私は、やはり活力ある市をつくるのが、これからの葛城市にとって大切である。それが5万人チャレンジという表現なのか、それはどうかはそもそも皆さん方がご理解いただけるのか、いただけないのか、私には分かりませんが、活力あるまちをつくるということが1つの財政再建の道であるということは事実でございます。

以上でございます。

内野副委員長 副市長。

溝尾副市長 あとコンサルタントについてお答えします。誰が説明するのか、様々なケースがあるかと思いますが、基本的には市の職員が説明した上で、細かい補足についてコンサルタントの方にしていくというのが望ましいのかなと思います。ちょっとその事例が本当に全部コンサルタントの方が説明したのであれば、本来、最初の導入部分、概要部分については市の職員がしてもよかったのかなと思います。

以上です。

内野副委員長 増田委員長。

増田委員長 ありがとうございます。ご答弁いただきまして。特別会計への繰出金につきましては、私の考えとしては、財政が十分確保された、収入が十分確保された中でその収益をこの特別会計にも出していくというのが望ましい姿かなと。ところが、この間の決算を見ておりますと、貯金を取り崩して特別会計に繰り出しをしている。所帯に応じたと言いますか、収入に応じた所帯をするというのが望ましい姿なのかなと。そういう意味で私言いたいのは、やっぱり税収の確保向上に十分ご努力をいただきたいなということをお願いしたいと思います。

それから公債費とか扶助費等が上がったから、経常収支が云々というふうによく説明を受けるわけでございますけれども、私先ほど言いましたように、全国的な数字から比べて、特別借金が多くて公債費がかさんで財政が厳しい状況じゃないというふうには、私はその数字、比率から見て、そういうふう感じております。必ずしも私が言うているのは、特別会計の繰出金を減らして、住民の方の負担を高くするというふうなことを望んでいるわけでございませぬので、その辺十分ご承知おきをいただいて、下水道に関連する会計処理の中で膨らんでいるという説明があったんですけど、過去から見ておりますと、そういう傾向が強い。それが、財政上、非常に経常収支を抑えておる原因かなというふうに感じましたので、このような質問をさせていただきました。今後よろしくご検討のほどお願い申し上げたいと思います。

それからコンサルタントにつきましては、私出ておった会議等の中で実際に聞かせていただいた事例でございます。それから、あるそういうプロジェクト会議の中での委員長されておった市内の方からも残念だったと。市の職員に説明をして欲しかったというふうな憤りを私にもぶつけられましたので、こういう場所をお願いをしたところでございます。今後はよろしくご対応のほどお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

内野副委員長 それでは交替いたします。

(正副委員長交代)

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、総括質疑の質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 討論ということですが、私は基本的には賛成の立場で、ただし、幾つか留保するところがあるので、それを述べさせていただいて、賛成の討論と致します。

この予算案については、令和元年度予算については我が党は賛成しておりますので、基本的には賛成の立場ということで決算書にも臨んでおりますが、一般会計補正予算で5号ぐらまで出たと思うんですけども、その中の1つ、当麻スポーツセンターのスポットクーラーの件については、この点については反対をしております。この予算が出たことについては反対しておりますので、今回、岡本委員のほうから詳しくその点の指摘もありましたので、ここではもう述べませんが、やはり私は仕事をしていく上でやっぱりこの入札の問題と、それから契約の問題、ずっと取り上げてまいったわけでありましてけれども、この点については、引き続き改善をしていっていただきたいと思っております。教育長からも、あのようなご答弁がありましたので、今回については賛成に回りたいと思っております。そのほかにも、成果品の件、最初に委員長が指摘もされましたけれども、こうした問題についても今後改善していただけるものと思ひ、賛成したいと思ひます。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本件を認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議ないようですので、認第1号は認定することに決定をいたします。

続きまして、認第2号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題と致します。

担当者の入替えをお願いいたします。

(理事者入替え)

増田委員長 本件につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

認第2号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

決算書の153ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額37億3,766万5,000円、歳出総額35億8,551万円。歳入歳出差引額並びに実質収支額はともに1億5,215万5,000円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。歳出のほうからご説明申し上げます。

163ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。全体では829万9,346円の支出でございます。主なものといたしまして、13節委託料585万8,862円でございます。2目連合会負担金といたしまして、19節負担金補助及び交付金で544万820円の支出でございます。3目共同事業負担金といたしまして、19節負担金補助及び交付金で642万9,000円の支出でございます。2項徴税費、1目賦課徴収費では210万80円の支出でございます。主なものといたしまして、12節役務費で208万1,504円でございます。ページをおめくりいただき、164ページ、3項1目運営協議会費として15万2,120円の支出でございました。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では、19節負担金補助及び交付金で22億5,143万3,463円の支出でございます。2目退職被保険者等療養給付費では、19節負担金補助及び交付金として123万4,569円の支出でございます。3目一般被保険者療養費では、19節負担金補助及び交付金として3,080万9,096円の支出でございます。4目退職被保険者等療養費では19節負担金補助及び交付金で1万6,689円の支出でございます。5目審査支払手数料では、12節役務費で509万763円の支出でございます。165ページ、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費、合わせまして3億1,233万7,624円の支出でございます。3項高額介護合算療養費、1目一般被保険者高額介護合算療養費、2目退職被保険者等高額介護合算療養費、合わせまして38万300円の支出でございます。4項移送費の支払いはございませんでした。ページをおめくりいただき、5項出産育児諸費、1目出産育児一時金、19節負担金補助及び交付金で1,048万4,000円の支出でございます。2目支払手数料では12節役務費として5,040円の支出でございます。6項葬祭諸費、1目葬祭費では19節負担金補助及び交付金で144万円の支出でございます。

3款1項1目国民健康保険事業費納付金では19節負担金補助及び交付金として9億721万4,991円の支出でございます。

4款1項1目共同事業拠出金では、19節負担金補助及び交付金として330円の支出でございます。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、下のページ1目特定健康診査等事業費では3,346万5,436円の支出でございます。主なものといたしまして、13節委託料2,733万4,478円でございます。2項保健事業費といたしましては、全体で681万6,454円の支出でございました。

6 款基金積立金、1 項 1 目財政調整基金積立金では、168 ページ、25 節積立金で 1 万 1,750 円の支出でございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では、1 目一般被保険者保険税還付金、2 目退職被保険者等保険税還付金、3 目一般被保険者保険税還付加算金、4 目退職被保険者等保険税還付加算金、5 目償還金、合わせまして 234 万 8,364 円の支出でございます。2 項 1 目療養費等指定公費立替金といたしまして、169 ページ、19 節負担金補助及び交付金で 2,303 円の支出でございました。

8 款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計といたしまして 35 億 8,551 万 235 円の支出でございました。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

158 ページに戻っていただきまして、1 款国民健康保険税でございます。1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、全体といたしまして 7 億 3,109 万 9,942 円の収入でございます。2 目退職被保険者等国民健康保険税といたしまして、合計 97 万 483 円の収入でございました。

下のページ、159 ページです。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料といたしまして 17 万 72 円の収入でございます。

3 款県支出金では、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金として 26 億 3,611 万 4,276 円の収入でございます。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金では 1 万 1,750 円の収入でございます。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では 2 億 4,653 万 6,434 円の収入でございます。2 項基金繰入金はございません。

ページをおめくりいただき、160 ページ、6 款繰越金といたしまして、前年度からの繰越金で 9,520 万 9,987 円でございます。

7 款諸収入では、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金といたしまして 688 万 6,833 円の収入で、2 目退職被保険者等延滞金はございませんでした。2 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託料では 1,040 万 8,010 円の収入でございます。3 項療養費等指定公費返還金といたしまして 2,303 円の収入でございます。4 項の雑入でございます。1 目滞納処分費はございませんでした。下のページ、161 ページ、2 目一般被保険者第三者納付金といたしまして 520 万 6,469 円の収入、3 目退職被保険者等第三者納付金はございませんでした。4 目一般被保険者返納金といたしまして 203 万 2,616 円。5 目退職被保険者等返納金は 854 円、6 目雑入はございませんでした。

8 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目国民健康保険制度関係業務事業費補助金といたしまして 66 万 8,000 円、2 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金といたしまして 234 万 7,000 円の収入で、162 ページ、歳入合計 37 億 3,766 万 5,029 円の収入でございました。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 3点ほどお伺いいたします。決算書のほうではなくて、専ら成果報告書のほうでお伺いしたいと思います。

国保税というのは被保険者の国保税によって、あと、国及び県の補助金、市からの繰入金等で成り立っているわけですが、被保険者の数、これが82ページになりますけれども、国民健康保険医療に関する状況ということで、一番上の一覧表でありますけれども、世帯数及び被保険者数ですが、これは平成28年度から令和元年度までずっと、令和元年までずっとありますが、年々減ってきているわけです。しかしながら、介護保険の被保険者のほうは増えておりますから、高齢者が増えており、また、国保の場合は年金生活の方はもうほとんど国保に入られるわけですから、これが大きく減ってきているということは、当然、国保税に跳ね返ってくることになります。したがってこの被保険者の数が減っていることについて、どのように捉えておられるのかということについて1つお伺いします。

それから2番目ですけれども、今奈良県は県単位化ということで、統一保険税水準に向かって、葛城市の場合は軽減措置を受けながら毎年のごとく、葛城市は県下で一番安かったわけですから、その統一保険税水準に合わせて毎年上がって、上げていかざるを得ないわけですが、83ページのところの2つ目の一覧表、調定額の推移というところを見ましても、1人当たりの調定額の伸び、1世帯当たりの調定額の伸び、それぞれ書いてあります。大変大きな伸びです。1人当たりにしますと、平成30年度で9.2%の伸びになっていると。それから令和元年度では8.5%ということでありまして、これは毎年聞いているんですけども、令和元年度におきまして、最も保険税が上がった世帯の状況についてお伺いします。

最後になりますけれども、84ページに、これは決算書のほうにもありますけど、いわゆる不納欠損額の問題、収入未済額などの問題ですが、まず、不納欠損につきましても収納率が大変悪いということは、年々たまっていっているというかな。回収しきれないうちにまた新たな未収入額が出てくるということで、これについて、要は滞納世帯数がどんなものかをお聞きしたいんです。滞納の世帯数が今どれぐらいあって、これが傾向としてどういうふうになっているのか、この5年でもいいですから、推移が分かりましたらお願いしたいと思いません。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしくお願いいたします。

まず、1点目です。被保険者数の増加について、どのように捉えているかということですが、もちろん後期高齢者や年金受給者という数ももちろん増えているとは思いますが、被用者保険の適用の拡大というのも大きく該当してきているかなと思います。平成28年10月から短時間労働者への適用拡大というのが今されていますので、世帯数、被保険者数ともに若い世代の方も減ってきているという現状がございます。

保険税の最も上がった世帯、ちょっと今資料出していますので、後ほど、お願いします。

増田委員長 椿本課長。

椿本収納促進課長 収納促進課、椿本でございます。不納欠損につきましてのご質問でございました。

国保税の滞納世帯数につきましては、令和元年度末現在で965世帯となっております。

あと、不納欠損につきましてはの理由。よろしいですか。

(発言する者あり)

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。保険税の最も上がった世帯ということですがけれども、上がり幅が3万円を超える世帯というのが7月時点なんですけれども19世帯ありました。うち2世帯というのが5万円を超えていまして、最も上昇した世帯というのは、介護資格とかの変動にもよるんですけれども7万7,000円ぐらいになっております。

以上です。

谷原委員 まず、最初の国保に加入の被保険者が減っているというのは、いわゆる社会保険、一般的に社会保険で働くことによって協会けんぽ等に参加される方が増加しているということです。したがって今後国保の人数が減ることによって、さらに入っておられる方の負担額が大きくなるのかなというふうに心配しております。

私がお聞きしましたのは、高齢者の方で65歳過ぎたら、今は大体働いていた、これまで働いてこられた方が入っておられる社会保険から外れて国保に加入されるわけですがけれども、あんまり高くてびっくりされるのが1つと、年金が低いから非常に負担が重いということ、働きに出られると、どうせやったらもう、ちょっと収入の足しにするんだったら、先ほどありましたように被用者保険の制度が短時間でも比較的入りやすくなったということもあって、そこに加入されるということになりました。扶養家族等も含めて社会保険に入れば、非常に負担が医療保険の負担が低くなるということで、高齢者の方も非常にそういうところで被用者保険に入られる方が増えたということで、今後ちょっと人口減少どうなるか、ちょっと私も注視していきたいと思えます。これはもう意見だけで終わっておきます。

それから2つ目の質問でしたけれども、最も国保税の負担が多かったのはどこかということ、毎年お聞きしているんですが、次第にちょっと上り率が低くなってきているということで、当初はもう13万円とか10万円以上とか、始めたときは窓口も大変だったろうと思うんですけれども、比較的落ち着いてはきたかなと思うんですけれども、そのことによって逆に上がっていくわけですから、払えないというところで3つ目の質問をしましたけれども、965世帯が、これは年度末になれば全て払われるということなので、この方々が全て滞納の次年度ということではないわけですが、私が承知している範囲ではこの10年間でもう急速にこの滞納世帯が増えてきているというふうに思っております。消費税も10%になり、介護保険料も上がり、様々なものが要は義務的に払わなければいけないようになって国保税非常に高い負担ですから、なかなか払い切れずに、現時点での965世帯ですから、今後払っていただく方も多いと思うんですけれども、引き続き、この面についてもちょっと注視していかなければいけないなと思っております。

意見だけ述べさせていただきますけれども、国保税については国民の本当にサービスのために必要なものですから、何とか維持するためにどうして行くかということは、今後とも見ていきたいと思えます。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 今の関連で確認だけさせてください。滞納のことなんですけども、これ現状の総世帯数、何世帯に対してこの滞納が965世帯なのか。それとその減免世帯が幾らあるか、その辺確認だけお願いいたします。

増田委員長 分母やな。

新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。世帯数ですけれども、成果報告書の82ページ、令和2年3月31日現在4,910世帯になります。令和元年度の減免の世帯数は27件になります。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。すみません。82ページ、83ページにあるのを見落としていました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 1つだけ。167ページの5款1項1目の保健事業の人間ドック助成なんですけれども、これは1人助成が検査費用の7割ということで、助成していただくということなんですけども、35歳から上は多分何歳までってないと思うんですけども、これ30歳、40歳、50歳と年齢別に受診されている方の人数を教えてくださいなと思います。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしくお願ひします。年齢別の人数の割合ですけれども、人間ドックというのが35歳から始まっています。35歳から39歳までで2人。40歳から49歳までが19人、50歳から59歳までが19人。60歳から69歳までが93人、70歳から75歳までになります。ごめんなさい。70歳以降で96名、合計229人になります。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ありがとうございます。年齢別に聞かせていただいたんですけれども、先般も申し上げたんですけども、このAYA世代、30代から40代の方にしっかりと検診を受けていただいて、いただきたいなという思いから、今、年齢聞かせていただいたんですけれども、あとの70代以降96名とあるんですけども、やはり75歳以降は特定健診がないということもあると思うので、こちらを受けられるのかなというふうなことも思います。今後、75歳以降も特定健診なども、これから考えていただけたらなと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。それとAYA世代しっかり。これ勧奨とかしていませんよね。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 人間ドックのほうの勧奨はしておりません。先ほどの人間ドックのお話で75歳までは特定健診。

内野副委員長 74歳まで。

新澤保険課長 それ以降は特定健康診査がなくなって、内容の特定健康診査に変わります。違う。

すみません、国民健康保険のほうで75歳までは、国民健康保険の特定健康診査になります。同じ内容で後期のほうは、普通の健康診査、特定という名前が取れて健康診査になりまして、内容自体は同じです。すみません、特定健康診査は国民健康保険で、それ以降になりましたら、健康診査という名前に変わります。

内野副委員長 すみません、ちょっと引き続き、これはいいかなと思ったんですけど、今のページで、特定健康診査の令和元年度の受診率と対象人数。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 特定健康診査の受診率ですけれども、6,000人中2,040人受けられていまして34.0%になっています。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 特定健診のほう、前年度よりちょっと上がっているかなとそういうふうに思います。きつとしっかり取り組んでいただいた結果かなと思いますので、今後とも、どうか葛城市民の健康管理のほう、健康推進のほうよろしく願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであればこれより討論に入ります。討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は令和元年度葛城市国民健康保険特別会計の決算の認定に反対する立場で討論いたします。予算にも反対したわけでありますけれども、簡単に理由を述べさせていただきます。

国民健康保険の構造的問題と言われている問題がございます。それは所得の低い方々が多く入っておられると。その被保険者の方の保険税で成り立っている。そのために、なかなか払えずに滞納者が出てくる。そうするとその分を当然国保税に加算して上乘せして、徴収しなければならない。するとまた上がる。また増えると。この悪循環でなかなか国保会計が支えきれない。そこに先ほど質問いたしましたけれども、被用者保険のほうに移られる方も増えて、高齢者の中で。ますます被保険者数が減ることになってきました。

したがって、この国保税の問題、この悪循環を断つためには従来日本共産党は、全国知事会等も要望したように1兆円の公費投入で、せめて協会けんぽ並みの支払える国保税にしてほしいということを要望してまいったところでもあります。

そうした国費投入もない中で、今回の決算となりましたので、それについては、ぜひ国保というのは、本当に国民生活の最後のとりででありますので、ぜひ、これはもう全国的課題であると思います。国保税というと葛城市内でも3分の1世帯ぐらいじゃないですか。世帯数の3分の1ぐらいしか国保には入っていないと思うんですけども、これ必ず皆さん高齢になられると、後期高齢者医療制度になるまでには国保のお世話になるわけですから、ぜ

ひ関心を持っていただいて、これは全国民的課題として、やはりこの国保を維持するために取り組んでいていただきたいという思いを込めて、今回、この決算書には認定に反対いたします。

以上です。

増田委員長 ほかに討論ありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 認第2号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計の決算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。国民健康保険制度は持続可能な制度を構築するために、平成30年に大きく改正され、市町村単独の財政運営から都道府県が市町村とともに運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図ることとされました。本年度の決算は、制度改正以後2回目の決算であります。奈良県では、令和6年度に保険税率を統一することになっており、これまで一般会計からの財源補てんにより低い税率を保ってきたわけですが、激変緩和措置を活用することで保険税の急激な引上げを抑え、現状を段階的に引き上げられております。この段階的な保険料の引上げにより、昨年度に引き続き一般会計からの財源補てんなしに黒字決算となっています。このような決算の中で、保険税全体の収納率につきましては77.83%と前年度76.94%を0.89%上回っていることから、継続して収納率の向上に努められた中での結果であるものと考えます。

また、特定健診においては、節目年齢対象者への無料クーポン券の交付やきめ細やかな受診勧奨、重症化予防の取組など継続的な保健事業の推進により、被保険者の健康への意識啓発も図られており、医療費の上昇の抑制に貢献していると評価をいたします。

国民健康保険は被保険者である市民の皆様にとって大切なかけがえのない制度であります。引き続き、奈良県と共同して、安定した制度運営に取り組むとともに保険税収納率の向上による歳入の確保と保健事業の推進による医療費の適正化に努められ、今後において、より一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

増田委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 賛成起立多数であります。よって、認第2号は認定することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午前11時53分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認第9号、令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

認第9号、令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書につきまして、ご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

決算書の261ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億5,267万9,000円、歳出総額4億5,148万2,000円、歳入歳出差引額並びに実質収支額はともに119万7,000円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げますので、268ページをお願いいたします。

歳出のほうからご説明申し上げます。1款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費として205万3,007円の支出でございます。2項徴収費では102万5,253円の支出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金として4億4,839万9,446円の支出でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、1目保険料還付金で4,500円の支出。2目還付加算金の支出はございません。

4款予備費の支出もございませんでした。

以上、歳出合計4億5,148万2,206円の支出でございます。

266ページにお戻り願います。

歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料といたしまして3億4,330万8,100円の収入でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料といたしまして2万5,800円の収入でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では1億842万2,106円でございます。

4款繰越金では、267ページ、1節前年度繰越金として91万8,700円でございます。

5款諸収入でございます。収入済額4,500円で、2項1目1節保険料還付金といたしましての4,500円でございます。3項預金利子、4項雑入ともにごございませんでして、以上歳入合計4億5,267万9,206円ございました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 266ページのところですけれども、1款の後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料の2目の普通徴収保険料であります。ここで不納欠損等も出ておりますけれども、滞納額についてお分かりでしたら、ちょっと教えてください。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしくお願いいたします。成果報告書の125ページにあります後期高齢者、一番上なんですけれども、後期高齢者医療保険料のところの収入未済額403万9,000円になります。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、令和元年度奈良県葛城市後期高齢者医療保険特別会計の歳入歳出決算書について、その認定について反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療保険は、昔は老人医療費は無償でありました。それが1割負担、2割負担となり、そして、この後期高齢者医療制度が誕生したわけでありますけれども、その時点で本当は扶養家族で、高齢者の方、所得がない場合はお子さんの扶養家族として保険料を払わず医療保険を享受するというのもできたわけですが、全ての後期高齢者に対して75歳以上の方に対して、この保険料が発生するというふうになりました。

先ほど質問いたしましたけれども、特別徴収、普通徴収とありますが、特別徴収はこれはもう年金からの天引きでありますから不納欠損なんかはありませんけれども、普通徴収は年収が18万円、大変低い方は何でそこから取るかなと私は思うんですけど、それで滞納額あれぐらいある。それは安い保険料ですよ。それでも滞納が出ざるを得ないわけですから、こういうところはしっかり減免もして、こうしたことのないようにすべき制度にすべきだと思います。今は1割負担ということですが、これを2割負担にしていこうという動きもあります。本当に高齢者の方が安心して最後まで医療を受けられるような制度にしたいと思っておりますので、制度自体に私は批判的でありますので、この認定について反対いたします。

以上です。

増田委員長 ほかに討論ありませんか。

川村委員。

川村委員 私は、認第9号の令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきましては、賛成の立場で討論をさせていただきます。後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度からスタートした医療保険制度で世代間を通じた負担が明確で公平な制度となるように創設されました。超高齢社会においては、被保険者数や医療費が増加する中、保険料の軽減措置、納付方法の見直しなど様々な改革が行われていたことにより、着実に制度が定着してきていると感じております。

成果に関する報告書では、令和元年度の決算は、歳入においては歳入全体の75.8%を占める保険料は2年ごとの見直しの2年目になり、滞納繰越分も含めた保険料の収納率は98.8%と、前年度の98.7%より0.1%、ポイントを改善ということになり、普通徴収の現年度保険

料については99.1%と前年度より0.5%上昇していたものの、滞納分につきましては先ほども質問にありましたように28.2%で、昨年度よりは12.2%低下しています。被保険者の方々には公平な負担のためにも制度を丁寧に説明していただき、ご理解をいただくなど一層の努力をお願いいたします。

一方歳出では、一般会計において支出する後期高齢者医療療養給付費など負担金は前年度と比較して3.8%の増。本特別会計における支出、保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金と合わせた広域連合納付金は歳出全体の99.3%を占め、前年度と比較して8.7%の増となっています。今後、高齢者の医療費の増加が予想されるわけですが、医療費の伸びをできるだけ緩やかなものとして、安定的で健全な制度運営を継続するためにも、医療費の適正化や保健事業を積極的に取り組んでいただきますことを要望いたします。

今後も本市においては、奈良県や広域連合と連携を図りながら、本医療制度が被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層の努力をしていただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論と致します。

増田委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第9号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって認第9号は認定することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時03分

再 開 午後1時30分

増田委員長 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認第7号、令和元年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題と致します。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

認第7号、令和元年度葛城市霊苑事業特別会計歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

決算書の239ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,430万1,000円。歳出総額1,330万1,000円。歳入歳出差引額並びに実質収支額はともに100万円でございます。

それでは、246ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書の歳出から説明いたします。

1款霊苑事業費でございます。1項1目霊苑事業費では875万8,336円の支出でございます。

主なものといたしまして、13節委託料182万1,712円。23節償還金利子及び割引料670万8,000円でございます。

2款諸支出金といたしまして、1項基金費、1目霊苑整備基金費、25節積立金454万2,901円でございます。

3款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計1,330万1,237円でございます。

244ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項管理料、1目霊苑管理料として209万3,040円。2項手数料、1目霊苑手数料として4,000円。3項使用料、1目霊苑使用料として414万円の収入でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金といたしまして、1節霊苑整備基金利子収入で35万5,987円。

3款繰入金といたしまして670万8,000円の収入で、霊苑整備基金からの繰入れでございます。

4款繰越金といたしまして、1節前年度繰越金100万210円でございます。

以上、歳入合計1,430万1,237円でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

岡本委員。

岡本委員 今説明をしていただきました。霊苑で毎年こう返還があると。今年は4基というのか、少ないぐらいやし。これ募集かけても、4基、A区画B区画4基入ってあると。返還の理由、毎年同じことだと思っただけども、後継者がおらんとか、墓地の管理する者がおらへんとか。そういうことが主な理由やというふうに思います。

私思うのは、これ当初2年に1回、昭和62年4月から始まって2年に1回募集していた。合併後に毎年したらどうやということで、今現在毎年やっていると。ところが、なかなか募集かけても、昔のようにくじ引せんなんほど応募がないというのが実態やさかいに、この際にもう1年とか決めんと、もう欲しい人随時来られた方に、まあ言うたら、今亡くなりましたので墓地分けてほしいねんと。分けてほしいというたらあかん。使用料やから。そういう形でしたら、どうかな。そうしないと、これ積立金、今2億5,300万円になっているけど、もうこんな毎年600万円とか減らしていっていったら、いつまでこれ減るのか知らんけども、もう積立金も減ってくるし、それやったら、もう今すぐにはできへんけども、次年度からでも、もう1年とか言わんと、もう随時欲しい人には提供していくというふうな方法に変えたらどうかなと思うけど、これは市長に聞かんと担当の返事できへんと思うので、市長その辺どうですやろ。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 どうもご提言ありがとうございます。おっしゃるように、そのような考え方がいいのかなという気が致しますので、検討してまいります。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 市長もそういう前向きなというか、そういうことで答弁いただきました。来年からでも、そういうような格好にしてもらえるとということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。中身については、もうそんな議論する余地もないので、ひとつよろしくお願ひしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 この墓地については、今もうどこの自治体も減ってきているんですけども、1つにはやっぱり後継者の中の墓守がやっぱりちょっとできへんになっているというのと、世間の流れとしてももう墓立てないという流れも一方であるんですよ。自然葬であつたりとかいうのも、出てきているんですけども、その中でまだ比較的のものとして墓という形で合葬墓これ去年の決算のときに、その合葬墓について今後検討していくという話が出ていたかと思うんですけども、もう区画としての要するに石塔立てる墓が売れなくなつたら、もう合葬墓というまた別の形での販売方式を考えたらどうかという話やったかなと記憶しているんですけども、その後の検討は1年たってどうなっているんでしょうか。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。よろしくお願ひします。合同の合葬墓につきましては、県内では奈良市、橿原市そして広陵町もされているということではございますが、葛城市内においては、住民の方から合葬墓についてのお問合せというのがあります。引き続き県内含めまして、状況を調査いたしまして検討してまいりたいと思ひます。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 問合せないというのはやっていないから。単にそれだけやと思ひます。例えばもう今、宗派関係なしに、例えば天王寺の一心寺というお寺なんかはどんな宗派でも納骨できますということで、そこは増えているんですよ。結局そういう形で葬送に対する意識というのは変わってきているんですよ。待っていても今の状況やったら、やっていないので問合せはゼロのままやと思ひますが、だから、検討すると言つた以上はやはり何かニーズがどこかにあるのかどうかという調査なんかもやっぱりそこまで踏み込んでやるべきやったんかなと。そこまでやったところで果たしてどんだけあるか分かりませんが。

ただ、岡本委員おっしゃるように、どんどん基金の取崩しの状況なんです。返還が増えてきているのは確かなので、ここらでやっぱり収入のところ、募集がなかなか今年度は募集と新規が全く同じ形でプラマイゼロですよ。違うのかな。区画によって違うのか。A区画があるから、まだプラスにはなっていると思うんですけども、ただこれがいずれ逆転していくことも予測されますので、何かのその合葬墓がいいのかどうか分かりませんが、何かそのプラスになっていく方法ができへんものかなという気がしますので、また、検討するのやったらお願ひします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであればこれより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は認定することに決定をいたしました。

入替えをお願いします。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、認第3号、令和元年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件つき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部長の森井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第3号、令和元年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

決算書の173ページをお願いいたします。保険事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額30億3,933万7,000円。歳出総額29億2,552万5,000円。歳入歳出差引額、実質収支とも1億1,381万2,000円でございます。

次に、177ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,218万9,000円。歳出総額2,218万9,000円。歳入歳出差引額、実質収支額ともに0円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。188ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では190万2,379円の支出、2目連合会負担金では95万7,985円の支出、3目計画策定委員会費では7万2,000円の支出でございます。2項徴収費、1目賦課徴収費では90万2,041円の支出でございます。3項1目介護認定審査会費では833万5,297円の支出でございます。続きまして、189ページをお願いいたします。2目認定調査等費では1,990万6,080円の支出でございます。

次に、2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では、備考欄の内訳のとおり、合計23億7,451万2,008円の支出でございます。2目介護予防サービス等諸費では同じ

く備考欄の内訳どおり、合計8,947万5,055円の支出でございます。2項その他諸費、1目審査支払手数料では243万5,843円の支出。3項1目高額介護サービス等費では7,320万8,651円の支出。ページをめくっていただきまして、190ページ、4項1目特定入所者介護サービス等費では1億2,168万9,992円の支出でございます。

次に、3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費では5,429万7,717円の支出でございます。続きまして191ページ、2目介護予防ケアマネジメント事業費では997万2,693円の支出。2項1目一般介護予防事業費では1,922万2,294円の支出。続きまして192ページ、3項包括的支援事業・任意事業費の1目総合相談・権利擁護事業費では42万8,188円の支出。2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では386万3,583円の支出。続きまして193ページ、3目任意事業費では2,986万5,963円の支出でございます。

ページをめくっていただきまして、194ページ、4款基金積立金。1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金では7,692万5,982円の支出でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金では19万840円の支出。2目償還金では3,736万594円の支出。

続きまして195ページ、3目第1号被保険者保険料還付加算金の支出及び6款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額30億7,519万6,000円に対しまして、支出済額29億2,552万5,185円。不用額1億4,967万815円でございます。

戻っていただきまして、182ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では7億1,155万8,232円の収入でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料では3万4,550円の収入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では4億8,066万9,000円の収入。2項国庫補助金、1目調整交付金では1億696万3,000円の収入。続きまして183ページ、2目地域支援事業交付金（総合事業）では1,857万400円の収入、3目地域支援事業交付金（総合事業以外）では1,731万9,995円の収入、4目総合事業調整交付金では328万2,000円の収入、5目保険者機能強化推進交付金では359万4,000円の収入でございます。

続きまして、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では7億1,912万1,000円の収入。2目地域支援事業支援交付金では2,507万円の収入でございます。

ページをめくっていただきまして184ページ、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では4億1,200万3,000円の収入でございます。2項県補助金、1目地域支援事業交付金（総合事業）では1,160万6,500円の収入、2目地域支援事業交付金（総合事業以外）では865万9,997円の収入でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では1万9,874円の収入でございます。

続きまして、185ページ、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では3億3,254万5,003円の収入、2目地域支援事業繰入金（総合事業）では1,043万6,588円の収入。3目地域支援事業繰入金（総合事業以外）では657万5,363円の収入。4目その他一般会計繰入金では3,204万1,232円の収入。5目低所得者保険料軽減繰入金では2,403万8,880円の収入でございます。2項基金繰入金の収入はございません。

ページをめくっていただきまして、186ページ。8款1項1目繰越金では1億1,426万6,702円の収入でございます。

9款諸収入では、3項雑入、2目返納金96万1,518円の収入でございます。

歳入合計、予算現額30億7,519万6,000円に対しまして、調定額30億5,929万4,804円、収入済額30億3,933万6,834円。不納欠損額296万8,450円。収入未済額1,698万9,520円でございます。

続きまして、196ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

基金（1）介護給付費準備基金では、前年度末で現在高5,495万1,000円。決算年度中増減高7,692万6,000円の増で、決算年度末現在高は1億3,187万7,000円でございます。

続きまして199ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では245万3,006円の支出でございます。

1款サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費では1,973万5,903円の支出でございます。

3款諸支出金及び4款予備費の支出はございません。

歳出合計予算現額2,600万円に対しまして、支出済額2,218万8,909円、不用額381万1,091円でございます。

戻っていただきまして、198ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳入でございます。

1款サービス収入、1項1目介護予防サービス費収入では1,819万1,627円の収入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金では399万7,282円の収入でございます。

3款諸収入はございません。

介護サービス事業勘定の歳入合計、予算現額2,600万円に対しまして、調定額、収入済額とも2,218万8,909円でございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、幾つかお伺いいたします。

まず最初に前年度の比較を見まして、介護サービス給付費、介護給付費のほうは増額していると思うんです。ところが、介護保険料は昨年と比べてちょっと減っているかなど。しかし、トータルでいうと収入が増えているんですね。ちょっとここら辺のことは、幾つか低所得者層に対するいろんな措置もこの間条例であったりしましたので、それがどういうふうな

影響で、今回のようになっているのか。ちょっとここをお伺いしたいと思います。

それから、これはもう成果報告書のほうになりますけれども、94ページのところに、介護保険料の収納状況についてということがあります。収納額等でこれはほかのところでもお聞きするんですが、これも特別徴収と普通徴収がありますから、特別徴収は年金からの天引きですので当然滞納繰越分はございませんが、普通徴収については、これが支払うということになるのでそこで滞納が生まれると。これ滞納者数とか、数及びその推移が分かればお願いします。収納率は若干昨年と比べても上がってはいるんですけども、これについてお伺いいたします。

それから3つ目ですけども、繰越金及び基金との関係なんですけれども、この196ページ、これは決算書のほうですけども、財産に関する調書ということで、前年度末の現在高が介護給付費準備基金が5,400万円余りで、今年度がさらに増減で7,600万円増えて、準備基金が現在高としては1億3,100万円と今年度積み上がったということになっておると思いますが、これプラス繰越金が次年度に、それ以外に送られる金額もあろうかと思うんですが、その金額についてもお願いいたします。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお伺いいたします。

まず、1つ目のご質問の介護保険料のことなんですけれども、まず調定のほうで、去年に比べて今年確かに若干減っております。言っていただきましたように、今年度は去年の6月の補正のときに、低所得者の8%から10%に消費税が上がったことによりまして、軽減の措置ということで条例の改正からさせていただきまして、その分につきましては調定としては下がっている分になります。その代わりに、低所得者の繰入金というか国庫と県費と市費から合計で2,400万円余り繰り入れさせていただくということになっておりますので、この調定自体は下がっていますけれども、全部をもしその軽減がなかったとすれば、やっぱり人数も増えていますというところで、保険料としては増額になっていたかと思えます。

続きまして、普通徴収の滞納の数でよろしいですか。まず令和元年度におきましては、滞納者数といたしましては、現年分と平成30年度以前の滞納の分を合わせまして189件、189名になっております。去年平成30年度におきましては同じところで見ますと205人、その以前平成29年度におきましては215人というところで推移しておりました。

続きまして基金につきましては、平成30年度の歳入と歳出の差におきまして、すみません。もう一度申し上げます。

令和元年度の準備金保有額につきましては、平成30年度の積立額5,495万1,266円と、準備基金の積立基金7,690万6,108円と積立利子といたしまして1万9,870円を加えまして1億3,187万7,244円となります。令和2年度におきまして積み上げる分が7,311万221円。7,311万221円が令和2年度の基金に積立てが行われる予定としております。

平成31年度の決算におけます繰越金は、歳入のほうで平成31年度の繰越金は1億1,381万1,649円となります。

よろしくお伺いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 私が聞きたかったのは、イメージとしてこうなんです。基金はありますと。だけど、今年度は会計決算やりましたら繰越金が出ましたと。繰越金の中の一部をさらに基金積立てしますと、令和元年度。全額繰越金を、来年度繰り越す分を全額基金に入れるわけじゃないと思うので、その部分の残りが幾らかということを知りたかったんですが、これが先ほど言う7,311万円というふうに理解していいわけですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

ここからもう意見のほうに行きます。もう次質問せずに。

消費税の2%アップということで、低所得者向けに軽減措置を図るということが行われました。その結果として、保険料が全体として下がったわけですが、成果報告書にもございますけれども、収納率は上がるんですよ。やっぱり。うん。だから、この関係なんです。やはり高過ぎると払えないということがあって、支払える制度にしていくということは私は大事だと思うので、介護保険の場合は段階を設けて、軽減についても基準額から何割とか、あるいは高額所得者の方はそれに一定数掛けて基準額よりも増やすというような形でやっておられますけれども、できるだけこう低所得の方も払いやすいような制度にあるべきだと思っております。

その上で、私が積立金のことを伺いましたのは、これは、今第7期の介護計画で3年ごとの見直しで、この基準額を見直すということになるのかなと思います。前回、この第7期の決定のときに私は意見申し上げたんですが、基準額が5,000円から5,980円やったかな。約2割上がったんですよ。このとき、後期高齢者の掛金も上がりましたし、それから、国保も県単位化の問題で上がりました。大変な負担を市民の方におかけしたんです。結果として、私のイメージとしては、初年度は確かに繰越金がたくさん出るけれども、次年度はイーブンになって、3年目ぐらいにマイナスになるのでトータルとして、その引き上げた分がそこで完結して、次期の第8期のほうの計画のほうに基準額算定の上でなるのかなと思うんですけど、できるだけこれ基金をため込んで後ろ後ろへずらすよりも、やっぱりその3期の中で完結して、支払われた方も高齢の方が多いわけですから、そういうふうにするべきだと思いますので、ちょっと今年度積み上がったのは国のほうの施策もあったということもありますし、了解するんですが、これについても、やっぱりできるだけ払えるような介護保険料にしていくべきだろうと思いますので、そういうふうな問題意識を持っているということだけで、お伝えしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 1点だけちょっと教えてください。193ページ、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の家族介護支援事業の12節役務費、徘徊高齢者家族支援事業通信費の中身なんです。通信費と書いてあるから、恐らくこれイメージからすると何かGPSを持たせて、その通信費代を何か支援しているんか

などと思うんですが、ちょっとこの内容が調べてもどこも出てこなかったの、どんなようなシステムで、対象が何人ぐらいいらっしゃるか。それを教えてください。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井でございます。まずこちらの事業は、先ほど委員のほうから言っていたかのように、徘徊高齢者のGPSを、つけておられるGPSの検索と言うか探索といいますか、その利用の負担額になっております。役務費といたしまして7万8,480円を上げているんですけれども、GPSの基本使用料であったり、検索料であったりします。現在ご利用されているのは3名となっております。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。家族が使われるということですね。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 全体に関わることなんですけれども、本市で介護認定を受けていらっしゃる中で、認知症という診断をされている方というのはどのぐらい、パーセンテージとか出ているんですかね。ちょっとそのお答え、まずいただきたい。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課長の中井でございます。認知症というところで、認定審査のときであったりとか、利用者と接するときに実際にカウントしているような数字は、すみません、ちょっと持っておりません。ただ全国的によく言われるのが、65歳以上の方の4分の1は何らかの認知症にかかっているというふうな認識で動く。予備軍も含めまして、大体それぐらいかなというふうな認識で動くようにということでは聞いております。ちょっと、確かな葛城市で認知症の疑いがある。また、認知症であるというところの確実な人数は、すみません、ちょっと把握はできておりません。

増田委員長 川村委員。

川村委員 介護認定を受けている中で介護度によって認知症と診断される方が、大体要介護何ほか以上になるとか、そういった目安というか診断基準みたいなものがあるというのは、ある程度伺っているんですけれども。非常に65歳以上の方が4分の1というのは、認定関わらず、そういうふうな傾向にあるというふうなことで、今回認知症のケアには非常に力を入れていかれるということなんですけど。

実際に予防に関しては、まだ健常な状態であって、できるだけそういうふうにならないようにというの、高齢者の枠に入ったときにある一定のそういう意識というのは、認知症になっていない方でも分かるんですよ。ただ、一番しんどいところは、認知症であるということに気づかず、家族もかなり状態が悪くなってきたらお医者さんに行かれて診断されるんですけども、要するに隠れ認知症。分からないところに、この認知症予防というところを促す。そういう方向で推進していかれるというところに、どんな努力とか、今生活の応援サポーターですかね。これはまた別か。地域の中でそういったいろいろと情報提供してくださるよう

な方々が地域にいらっしゃったりということなんですけど、一人暮らしになられて、認知症になっているかどうか分からないけども、やっぱり周りが見ていて非常にしんどい状態であるとかという。独居の中でそういうのが見つかったときに。今、私が見えないところは、認知症予防について葛城市がどれだけ、認知症についてケアをしていく努力を、もちろんカフェとかあるんですけど、認知症カフェというのがどれぐらい稼働しているのかなあとか、やっぱりそこら辺りがどういう成果、どういう効果をもたらしているのかというのはなかなか見えないんですけどね。専門で毎日毎日直面していらっしゃる中で、我々に伝えていただくべく答えの中で、どういう成果を出していると思われるのかでもいいんです。非常に難しいので。

ただ、介護予防に、認知症予防に力を入れていくということは、政府も示している。もちろん、自治体、市町村もやっていく。それは、やっぱりそういう現状があるということの中ですよね。実際に、個別でいろいろあると思うんですけども、なかなかその力を入れるというのは、周りにとってもどんな力を入れていくのかというのが見えないんですよね。ずっとそここの部分だけが。身体は、例えば、足が少しでも歩けるように努力するためにデイサービスに行って、そういうトレーニングを受けて、ちょっとでも歩けるように。これは見えてくるんですよね。認知症の場合は、なかなかそこが見えにくい。この認知症という対策をどのように考えていらっしゃるのかなというのをちょっと1回この辺りで聞かせてもらいたいと思う。

私も、いろいろ介護の審査会とかの審議会に入らせていただいているんですけど、予防のための努力のところは見えているんです。こうしましょう、ああしましょう。これによって、成果が上がるはずですよというところは見えるんですけど、実際にでも葛城市の中で認知症という人がどのぐらいいらっしゃるのか。現状どうなんかなというの、私には分からない。それはやっぱり秘密な話ですので。だから、そここのところの予防と実際とこれからの傾向というところをちょっとお聞かせいただきたいなあと思うんですけど。難しいと思うんですけど。

増田委員長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部長の森井でございます。ありがとうございます。葛城市の予防の大きな柱として、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。特に、私ども長寿福祉課で行っている一人暮らしにつきましては、年に1回、民生委員が1件ずつお宅を回っていただいております。大体65歳超えておられる方が今1万人超えている状態で、完全に独居であるということを見分けるのではなくて、実際に調査して調べている人数というのが大体もう1,000名近い、1,000名ほどの人数となっております。ちょっと細かな数字は後で答えてもらいます。当然独りで生活しておられたら、今、委員がご心配していただいている認知症、本人自身分からないです。そういう意味では情報収集するということはまず大事。ほんで、それが民生委員のご協力の下で、私どもは年1度そういった情報を民生委員と私どもの包括支援センターとの間で情報共有を行わせていただいているところであります。

それから、それ以外にもそういった情報を持っているということで、いろんな場所から情

報をご連絡いただいているのも現状でございますが、当然、個人情報ですので、いただいて、こうですというのは言えないというすごく難しい部分でございます。

それと、認知症の先ほど指摘いただきました認定調査によって、認定調査はあくまで認知症がある。あってもその度合いによって、その結果、要介護度が出るものでございますので、認知症があるからといって要介護度が高くなるかということ、その人の度合いの差があります。そういった意味で数字を拾うというのは過去何度かそういう挑戦はしたんですが、正式な数字にならない。それよりも予防で行くのであれば、隠れ認知症の方のことを考えると、先ほど課長のほうが申しました4分の1という数字で考えていくべきというのが、私どもの認知症の対応策として必要な数字という捉え方をしている状況でございます。

それに加えまして、当然認知症のほう、先ほどGPSのご質問いただきました。実際、そういった方々の企業との間で協力いただいて、探してもらうというふうな事業とか言い出しますと、何種類かございますので、そういうのはできるものをまず整理させていただいた上で、計画のほうに前回の第7期計画にもそれは載せさせていただいて、一覧表の形でこういう手を打つという表にさせていただいたと思います。今回もそれにつきましては、再度整理をさせていただいた上で計画に載せて進めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

増田委員長 川村委員。

川村委員 本当ですよ。個人情報ですので、なかなか我々にはそのところは分からないんですけど、大体4分の1というふうな形でそれを捉えて、これから進めていく。策として進めている。よく理解できます。

私、この気づいてあげられる方という民生委員とおっしゃいました。これ福祉計画の中でもちょっと私も委員させていただいていて、その話が出たんです。民生委員、いろいろとご負担な部分がかんたん増えていっていると。非常に大変なお役目をさせていただいている。本当に日々感謝するところなんです、民生委員の仕事の多様化しているものに対して、どうすべきなのかということころは多分これからもニーズが増えてくると、本当に大変なお仕事だと思って、本当に思います。これから取り組むべきボランティアではない部分もあるかと思うんですけど、ボランティアでやっていただいている方、全て、やっぱり地域の住民の見守りの中でその気づきがあって、対応していくというような方向には、絶対その方向に目指していかないと職員だけではなかなかできない。そのところの今しんどさの部分ですよ。しんどいところですよ。これについては、これ今後は十分検討していただきたいと思います。

もう認知症ということは、本当にこれから2025年の間に増えていって、もうその対応が大変になってくると。介護保険もだんだんそこに、いろいろと負担の部分が出てくるであろうという予想もできます。めったに減っていかないというふうに思いますので、今言うている気づいてあげられるサポーターをどのように構築していくのかという部分については、しっかりとこれからも研究していただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 先ほどのすみません。奥本委員の質問の中で徘徊高齢者の家族支援事業の中の、ちょっと聞き漏らしたかどうか分からへんけど、ちょっと教えてほしい。利用者への負担というのはあるのかということと、3名の方がGPSを利用していただいているということですけども、その3名の方の利用者負担というところと、もう一つはページ数言います。

191ページの2目8節報償費の生活応援サポーター、これは98ページにもあるんですけども、生活応援サポーターの内容とサポーターとまた利用者の人数を教えてくださいと、もう一つ、ページ数で193ページの3目の任意事業費で、その他事業の中の緊急通報、ここに99ページにもあるんですけども、緊急通報体制整備事業ってあるんですが、これ218台と書いてあるんですけど、これ固定型何名で、あと携帯何名かというのをちょっと教えていただけたらなと思います。ほんでこれ前年度と同じ台数かなと思うんですけど、増えていないというふうに捉えていいのかということと、あと、同じくその上の毎日訪問員派遣事業、これ私すばらしい事業だと思っているんです。65歳以上一人暮らし、近隣に扶養義務者がいないところへ毎日訪ねていただけるという。これ0人って悲しいなど。前年度も0人やったと思うんですね。ここが充実していたら、本当にこの高齢者の方の状況というのが分かると思う。これ、非常にやりにくい。やりにくいというか、0人ということはあんまりこの利用ができない理由みたいなものをちょっと教えていただけたらなと思うんです。

あとは、ここに認知症サポーター養成事業とあるんですけども、このサポーター、講座を受けていただいたらサポーターになって、オレンジリングをいただけて、サポーターになるんですけども、そのサポーターが今後どのような支援をされているのかということもちょっと教えていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井でございます。まず1つ目の徘徊高齢者の家族支援事業のほうのGPSの検索費用についてですけども、こちら自己負担としましては、個人の通信費についてはご自分で負担いただくということになっております。

続きまして、生活応援サポーターの活動内容です。令和元年度におきましては、利用いただいている方が21名、延べ活動回数というか件数が521件、521人、延べで521人の方に支援に行っていたいております。サポーターの数です。活動内容といたしまして、主にはやはり見守り、話し相手、安否確認というところと、あとはごみ出しとごみの分別というところが一番多いご利用方法になっております。

続きまして緊急通報のほうに関しましては、まず今年度の最終的なつけていただいている台数は218件です。たまたま去年と同じなんですけど、年度の中で廃止の方がいらっしやったり、新規の方がいらっしやったんですけども、たまたま同じ人数になりましたので、最終的には同じ人数になっております。

次に、据付け型と携帯型の分ですけども、すみません、ちょっと確認させてください。据付け型の整理させてください。あとでお答えさせていただきます。

次に、毎日訪問員の派遣事業につきましては、今、今年度も0人、昨年度も0人でした。最後に決算で上がりましたのが平成27年度を最後に、そこからは0人ということになっております。こちらのほうは一人暮らしの高齢者で、近隣に扶養義務者がいない方に対しまして、対象者のお宅の近隣に居住しているお方が老人福祉に熱意があるということの方が、毎日訪問員と任命し、毎日お宅に訪問していただいて1日100円の報償費を支給するものでございますが、今もうこの昨今になりましたら、ほかにもいろいろ見守りの制度とかもできてきました関係もありまして、どなたも今は実績がないという状況になっております。

すみません、お願いします。

増田委員長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 補足させていただきたいと思います。特に今委員ご指摘いただきました毎日訪問員につきましては、今現在、介護保険の事業計画、今年が3年目に当たりますが、この計画をつくりましたのが平成29年につくっております。平成29年のときに、もう最後人数がゼロになるという状況ではございましたが、先ほどご指摘いただきましたようにこの事業自体、やりたいという方が出てこられたときの受皿として残すべきと、その当時の介護保険事業計画で計画させてもらっております。理由は、先ほど言っていたように近所の方がそうやって入っていく理由として、毎日行っていただける。しかもその情報を民生委員を通じて私どものほうへ情報共有できるという優れたものであるということで残させていただいたんですが、昨今個人情報のこともあります。それと、それ以外の事業が進んできたこともありまして、ゼロになってきている状況であります。今後この計画を次回新しい計画の中でまたのせるのかどうかについては、ちょっと今後検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

(発言する者あり)

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井です。まず、認知症サポーターのほうですけれども、平成31年度は認知症サポーター養成講座を5か所で行いまして、67名の方に参加していただきました。こちらの目的といたしましては、認知症に対する知識を持ってもらいまして、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指すものなんですけれども、もちろん自分のことについてもそうですけれども、周りにいらっしゃる認知症になられた方についても、皆さんで見守りをしながらやっていただけるようにということで講座を開いております。

先ほど緊急通報のほうなんですけれども、こちらのほう、機械のほうの数ですけれども、まず家に電話機器がありまして緊急通報の機器だけをレンタルしている方が191名。家にその電話がなくて、この緊急通報のためだけの機械全てを借りていただいている方が24名、以前にNTTのほうでやっておりました事業でしたので、その当時の機械を使われている方が3名となっております。

よろしく申し上げます。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ということは携帯電話だから、24名の方は携帯電話しかないというか、もう電話がな

いというところの部分なんやね、きっと。ということは携帯電話やったら500円のお金が発生すると思うんですけども、据置き型は無料やけども、携帯やったら500円って、それを利用されている方がまずいてんのかということもちょっとお聞かせいただきたいのと、それと毎日訪問員の派遣事業、またどこかと、例えば生活応援サポーターとドッキングさせるようなことができたらいいのになって私勝手に思っていたんですけども、今度の事業の改正のときにはやっぱりこれ大事なことから残していただきたいから、どこかにみたいな感じでよろしくをお願いします。

それと、さっきサポーター、オレンジリングをいただいて養成講座を受けたらサポーターや。そのサポーターはどのように活用、活用て言うたら失礼やな、どのようにそれを受けた方がこの認知症の方に対して、どんな支援を行っているのかということもちょっと聞きたいんで、それお願いいたします。

増田委員長 おまけで答弁してください。中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課、中井です。まず、先ほどの500円を負担するモバイル型の利用者負担500円が発生する方、モバイル型の方になりますので、この24件の方になっております。

続きまして、認知症サポーターの現在やっていたいことということなんですけども、現在は養成講座を行いました後、もう本当に、すみません、皆さんそれぞれに地域で見守りいただいているんだというところで終わっている部分多いかと思うんです。もちろんそれから、いろんなボランティアをしたり、していただいている方もいらっしゃるかと思います。来年度に、ちょっと認知症サポーターのほうにつきましては、登録制などにして、見守り隊などを結成するようなグループがつくっていったらなというのはちょっと構想では思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、令和元年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算書の認定に反対する立場で討論いたします。ただ私は、葛城市の介護保険事業、大変多岐にわたって、いろいろ取組されております。職員の方々も大変忙しく、高齢者の介護のサービスのために働いていただいていることには感謝を申し上げます。その内容については、決算の報告書の中に非常に詳しく書かれております。

ただちょっと1つご要望申し上げたら、専門用語が非常に多くて、何の事業かさっぱり分からずに議論が深まらなくて、我々議員の認識も深まらないところもありますので、実はそ

の前のほうのページ見ていただいたら国保なんかでも、難しい言葉にはその下に事業内容について一行簡単に分かりやすく書いていただいているんです。それが介護保険のページに全くないので、たくさん難しいことも含めてやられているなと思うんですが、せっかくこれだけのこともされていますので、介護事業の内容が分かるようにしていただけたらと思います。

私どもの党としては、制度そのものの枠組みが反対でありますので、反対ということになるんですが、介護保険事業におきましては、給付費の半分、この事業費の半分以上を国民負担ということで保険料と、それから、介護サービスを受けたときの支払いのお金で、国民が半分負担ということが、もう枠組みが決まっておりますから、介護保険事業がどんどん膨らむに従って国民負担が増えていくということになります。

しかしながら、今回、先ほど質問しましたけれども、消費税の導入に当たって低所得者の方に介護保険の段階も含めて、そういう軽減措置を取ったということで、そうすると多少なりとも介護保険特別会計も楽になりますし、次年度の介護保険料にも大きく変わってくるわけですから、私としてはやっぱり国の公費負担をもっとしていただくことによって、本当に介護保険料をしっかりと払って介護サービスを受けられるようになると。それが望ましいと思います。国保と違って介護保険の場合は、介護保険料を払わなかったらサービスは一切受けられません。10割になるんですね。これがもう国保とだいぶ違うところで、やっぱり国保は医療ですから命に関わりますけれども、この介護保険については私も大変ご相談を受けて苦労したことがあります。介護保険料を払っていないと、受けられないということで、大変苦労されるわけで、全ての人がそういうふういきちっと支払える介護保険料になって、介護サービスを受けられるようにしたい。そのためにはやっぱりもっと国の公費負担が要るんじゃないかということで、反対の意見と致します。

以上です。

増田委員長 ほかに討論ありませんか。

杉本委員。

杉本委員 認第3号、令和元年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

本年度の決算につきましては、第7期事業計画の計画値と比較すると、保険給付費において、昨年の97.49%に引き続き96.81%となっており、ほぼ計画どおりの決算となっております。介護給付費準備基金についても、平成30年度分7,692万円が積み立てられたことにより、基金残高1億3,187万円まで持ち直しました。令和2年度においても先日の補正予算審査において7,311万円が積み立てられるということでございました。このことにつきましては、介護予防対策など地域支援事業の取組が定着してきたことなど、介護保険事業の健全な運営に努力されたということで一定の評価をさせていただきます。また、令和元年度は第7期事業計画の中間年度として、計画値を上回ることなく介護保険事業を運営いただきました。次年度は、第7期介護保険事業計画の最終年として、実績値が計画値を大幅に上回ることはないよう介護予防対策と介護保険事業の健全な運営を引き続き行う必要があると考えておりま

す。

今後、高齢者人口が増加し、要介護認定者も増加していく中で介護サービスを必要とされている方、そういった方々を支える地域づくりのために生活支援体制整備事業など地域包括ケアシステムを推進し、支援などが適切に行える体制づくりに努めていただきたいとともに、介護給付費準備基金の適切な活用と介護保険財政の円滑かつ適正な運営を図っていただくことを強く要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、認第3号は認定することに決定いたします。

次に、認第8号、令和元年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部長の森井でございます。

それでは、認第8号、令和元年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

決算書251ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,534万3,000円。歳出総額1,534万3,000円でございます。歳入歳出差引額、実質収支ともに0円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

257ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では、職員1名の給料等929万1,074円の支出、2項審査会費、1目介護認定審査会費では、審査会委員の報酬等545万2,817円の支出でございます。2目市町村審査会費では59万9,450円の支出でございます。

ページをめくっていただきまして258ページ、歳出合計予算現額1,870万円に対しまして、支出済額1,534万3,341円。不用額335万6,659円でございます。

戻っていただきまして、256ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では695万6,087円の収入、2目市町村審査会共同設置負担金では42万9,499円の収入でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では778万7,804円の収入、2目一

般会計繰入金では16万9,951円の収入でございます。

歳入合計、予算現額1,870万円に対しまして、調定額、収入済額とも1,534万3,341円でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は認定することに決定をいたしました。

入替えをお願いします。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、認第5号、令和元年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。よろしくお願いいいたします。ただいま議案となっております認第5号、令和元年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

まずは、217ページをご覧くださいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額といたしまして3億4,738万円でございます。また、歳出総額といたしまして3億4,657万6,000円でございます。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに80万4,000円となっております。

次に、事項別明細書の224ページをご覧くださいと思います。

まず、歳出でございます。1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費におきまして、支出済額が2,148万7,576円となっております。人件費では2,023万6,899円。一般管理事業では125万677円となっております。次に、225ページ。2目学校給食管理費では3億2,508万8,556円の支出となっております。学校給食センター運営事業では2億8,506万6,698円、学校給食センター管理事業では4,002万1,858円となっております。

歳出合計といたしまして、支出済額が3億4,657万6,132円。不用額といたしまして1,825万1,868円となっております。

次に、戻っていただきまして、222ページをご覧いただきたいと思います。

歳入についてでございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金では1億6,492万6,020円となっております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目教育使用料では、収入済額はございません。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では1億8,197万9,000円となっております。

次に、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では25万2,846円となっております。

次に、5款諸収入、1項雑入、1目雑入では22万2,348円となっております。

歳入合計といたしまして、調定額3億5,052万3,429円。収入済額3億4,738万214円、収入未済額といたしましては314万3,215円となっております。

次に、226ページをご覧いただきたいと思います。財産に関する調書でございます。令和元年度中の増減はございません。

説明は以上でございます。以上ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

奥本委員。

奥本委員 1点、お聞きいたします。これ毎年私言っていたんですけど、未納について、今回、今年度だいぶ頑張っていたで改善方向に行っているということで、まずはお礼申し上げておきます。その件なんですけども、今年度、令和元年度の発生した未納額についてと累積がどうなったか。それと、卒業あるいは転出された世帯については追って請求書を発行しているということでしたけども、追えなくなったものがあるかと思う。その件数というのは分かりますか。

この3点お願いします。

増田委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくお願いいたします。ただいまのご質問につきましてですが、令和元年度の未納額についてですが、現年の未納額につきましては、未納金分が45万1,400円となっております。それと、令和元年度における過年度分につきましては、未納額が269万1,815円となっております。それと、未納のあった方で学校卒業とかで未納通知を出している世帯につきましては、未納の通知を出しておりますが、追えなくなった件数につきましては、今、居所不明として不明となっている人が1名となっております。

あと未納額の累計としましては令和元年度の現年分と過年度分、いまだ未納になった分の合計につきまして、令和2年度の過年度の当初調定として上げておりますのが314万3,215円となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 数字上げていただきまして、ありがとうございます。未納について、いろいろこれから大変なんだろうと思うんですけども、そもそもこれというのは保護者負担、給食材料費は保護者負担と定められておりまして、不納欠損にできないんですよね。不納欠損にしようと思うと、

県内で1つやっぺらっしやる自治体あるんですけど、条例つくらんと駄目なんです。だから、いつまでたってもこれが扱いとしてもう未納という形でしか残っていかないの、どこで、今のところ居所不明が1名だけということなので、あとは追えるということですから、引き続き頑張っていたきたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 決算書の225ページになります。1款教育費、1項学校給食費、2目学校給食管理費の中の16節原材料費ということです。これは、増田委員長が委員長でないときには必ずずっと熱心に聞かれてきたことですので、私も米を作っておりますので、その関係で多少言わせていただいたこともあります。地産地消の割合。令和元年度、地元産のお米、野菜等、畜産物等、市内とするのか、県内とするのか、ちょっとあれですけども、その割合。材料費の中における割合を教えてください。

増田委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 ただいまの谷原委員のご質問ですが、地産地消率につきまして、皆さんご存じのように米穀につきまして、市内産の米穀を平成31年1月から葛城市産米を使用しております。それと野菜の市内産の使用率は、平成29年度が4.43%、平成30年度では3.06%、令和元年度におきましては20.31%となっております。それと野菜の使用率でございます。県内産と市内産を合わせると、平成29年度が9.14%、平成30年度が10.31%、令和元年度が25.61%となっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 もう一度少し突っ込んでですけども、野菜が今年度市内産が非常に大きく伸びております。この理由について、令和元年度20%という非常に大きくなので、種別も含めて、分かれば。里芋なのかコマツナなのかいろいろタマネギ、ジャガイモ、種別も含めてちょっとお願いします。

増田委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 給食センターの油谷です。令和元年度におきまして、市内産の野菜の利用率が伸びた原因としましては、市内の生産者の方のご協力をいただきまして、市内産の野菜の確保量が多くできることになりました。野菜の種類といたしましては、多いものから、ハネギやタマネギ、キュウリ、大根、キャベツなどの野菜のほうが以前よりも多く市内産のほう、調達できるようになっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。議会でも、かなり集める集め方も含めて生産者への働きかけ等も含めて、いろいろこれまで意見がありましたところですから、引き続きよろしくお願ひしたいのと、できたら成果、これ毎年聞いているわけですから、私が聞かないときはほかの委員も聞かれるので、成果報告書のほうに地産地消率についてのちょっと記載があれば、毎年そ

れで自覚的に、できるだけ地元も使っていこうと。まだまだ私は少ないと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時05分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認第6号、令和元年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくをお願いします。ただいま議案となっております認第6号、令和元年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書の229ページをお開きください。実質収支に関する調書により説明させていただきます。

歳入総額32万9,585円。歳出総額31万4,834円。歳入歳出差引額1万4,751円。実質収支額1万4,751円となっております。

続きまして、事項別明細書につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

235ページをお開きください。1款1項1目一般管理費でございます。10万7,834円の支出でございます。

続きまして、2款1項1目一般会計繰出金でございます。20万7,000円の支出でございます。

歳出合計、予算現額32万円に対しまして、支出済額31万4,834円、不用額5,166円でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

1 ページ前に戻っていただきたいと思います。1 款 1 項 1 目繰越金でございます。9,585 円の収入でございます。

続きまして、2 款 1 項 1 目雑入でございます。32 万円の収入でございます。収入合計、予算現額 32 万円に対しまして、収入済額 32 万 9,585 円。収入未済額 345 万 5,566 円でございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 質疑になるのかな。前に一回説明を受けたんやけど、これいつまで。ずっとやってやんなんの、これ。ずっと。終わるの。いつまで。まあええわ、それだけや。いつまでやんのかな。

増田委員長 成り立ちから説明してくれます。

安川課長。

安川建設課長 まず奈良県の住宅新築資金等貸付金回収管理組合については、設立されてから 5 年ごとに延長の議決をされておまして、令和 6 年末まではこの組合を続けた中で加入しているというところがございます。

あと、債権について 345 万 5,566 円ですか。あと、まだその貸し付けた債権がありますので、それが回収できるまでは、回収を続けるというに当たりまして、この組合を利用するのか、引き続き単独とするのかというところがありますので、債権がある限りは加入は続けていくということとなるかと思えます。

以上です。

増田委員長 よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第 6 号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第 6 号は認定することに決定いたしました。

入替えですか。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、認第 4 号、令和元年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とい

たします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部の井邑でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議題となりました認第4号、令和元年度葛城市下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。下水道事業特別会計は、令和2年度からの公営企業会計への移行に伴い、令和元年度決算本決算につきましては、令和2年3月31日をもちまして打切決算を行っております。

それでは、実質収支に関する調書からご説明申し上げますので、203ページをお願いいたします。

歳入総額は14億6,750万4,000円で、歳出総額は15億1,464万1,000円となっており、歳入歳出差引額はマイナス4,713万7,000円で、実質収支額も同額となりました。歳入歳出不足額を生じた理由でございますが、令和元年度決算が打切決算となったため、例年出納整理期間中に収納しておりました下水道使用料が令和元年度決算としては、収入されなくなったことから不足額が生じたものでございます。

それでは、事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、210ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、合計3億2,431万7,284円の支出でございます。職員の人件費と下水道管渠維持事業に要する経費でございます。職員2名分の人件費といたしまして2,255万7,213円の支出でございます。以下、この主なものでございますが、11節需用費で235万4,036円の支出、13節委託料では3,329万8,870円の支出、14節使用料及び賃借料で120万円の支出、15節工事請負費では253万円の支出となっております。19節負担金補助及び交付金のうち下水道管渠維持事業といたしまして2億4,289万5,134円の支出でございます。27節公課費では消費税及び地方消費税といたしまして1,751万1,000円を支出いたしてございます。

211ページから212ページにわたりまして、2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では、合計1億6,316万5,763円の支出で、職員等の人件費と、公共下水道管渠整備事業に要する経費でございます。嘱託員1名及び一般職4名分の人件費といたしまして2,967万5,271円の支出でございます。以下、主なものでございますが、13節委託料で811万8,000円、15節工事請負費では1億2,247万6,700円の支出でございます。続きまして、212ページをお願いいたします。2目流域下水道事業費では、19節負担金補助及び交付金で1,361万5,312円を支出いたしております。

続きまして3款1項公債費でございますが、1目元金では、23節償還金利子及び割引料で8億2,956万9,009円の元金償還。2目利子では、23節償還金利子及び割引料で1億8,397万3,914円の利子償還を行いました。

以上、歳出合計15億1,464万1,282円でございます。

続きまして歳入につきましてご説明いたしますので、208ページにお戻りください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料では3億8,913万4,410円の調定額に対しまして3億1,512万5,740円の収入済額でございます。また、9万9,850円を不納欠損いたしまして、収入未済額は7,390万8,820円となっております。2 項手数料、1 目下水道手数料では51万円の収入でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目公共下水道事業費国庫補助金では2,200万円の収入。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目公共下水道事業費県補助金では207万9,000円の収入でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目他会計繰入金では6億9,073万2,000円の収入でございます。

209ページにわたりまして、5 款1 項1 目繰越金として10万6,815円。

6 款諸収入、1 項1 目雑入では575万842円の収入でございます。

7 款1 項市債、1 目下水道債でございますが、1 節公共下水道事業債で4億1,760万円。

2 節流域下水道事業債では1,360万円の収入となっております。

以上、歳入合計14億6,750万4,397円でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

谷原委員。

谷原委員 1点だけお伺いします。これは成果報告書のほうですけども、106ページのところで、総務管理費、一般管理費で、下水道管渠維持事業ということで、ここに行政人口それから処理区域内人口、水洗化人口ということで書いてあります。そして普及率。それから整備率、水洗化率と書いてあるんですが、普及率としては98.96%で、これはここ数年そんなに大きく伸びるじゃなしに、もう大体一定もう98%でなかなかもう詰まってきたらと思うんですが、問題は水洗化率がそれに比べてまだ92%ですので、なかなか最後のところ、水洗化できないところがあると。いろんなご事情があるかと思うんですけども、こちら辺に対しての取組ですか、補助金等も出してはいただいていると思うんですけども、この水洗化率を上げるという点では、どういう取組をされたのかということについて伺います。

増田委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課の西川です。よろしく申し上げます。ただいま谷原委員がご質問された件なんですけども、ご承知のとおり、接続するのに供用開始して3年以内であれば5万円の補助というものを用意させてもらっているんですけども、令和元年度、その前の平成30年度と、実際その補助自体が0件でした。ちなみにこの令和2年度は8月までに2件あったんですけども、それについては本来うちが考えているほどの伸びは今のところないので、今のところ接続いただいていないお宅につきましては、毎年必ず原則として最低1回は啓蒙啓発の案内状を発送させていただきまして、なおかつ今はちょっと実施はしておりませんねんけども、訪問等も考えて、接続に寄与していただくということをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 私もいろいろとご提案したりしたんですけれども、なかなか難しいことがあるようなんですけれども、昨日のちょっと決算特別委員会の中でも話になったんですが、浄化槽を設置されている方がなかなか水洗化のほうへされていないところがありまして、経済的な面も大きい面もありますし、それから、なかなか民家の中を立ち割って、場所的なものとかありまして、それが高齢化されていきますので非常に経済的な面もあって困難になる中で、そのまま浄化槽の汲み取りをきちっとされないとか、管理が不十分で用水路等に垂れ流しのようなことが起きると、議員のほうにもそういうことで苦情が来ると、そういうことでちょっと話題にもなりましたけれども、やはりここは何らかの形でやっぱり公衆衛生ということを向上させるために巨額な公費を投入しているわけですから、何とか水洗化率が高まるような、なかなかいいものがあるかどうかというのは別ですけれども、もっと補助金を上げて、もうこの際残りはある程度詰めるかというふうにも、なかなか難しいのかなと思いますが、引き続き努力していただけたらと思います。よろしくお願いします。

増田委員長 他に質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 208ページ、下水道の使用料ですけれども、3月の打切決算ということも説明されておったし、また確かにそうだと思うわけだけど、これは3月に1,127万円歳入を減額してある。もちろんそれはトン数も減ってくるということやねんけども、実際今ここで見ていたら3億1,500万円ということが、今年360トンぐらいしか見込めていないということになるのかいな。それで、例えば5月31日、今までやったら5月31日に出納閉鎖あるわけやけど、これは3月いっぱいということで、今現在で、例えば5月末まで、今までどおりにあるとしたら大体ほぼ3億8,000万円近くの使用料が入ってくるのか。それとも、見ていたら去年の予算に対して、本来、たとえ何ぼかでも伸びないとあかん。使用料がな。ところが、前年度より使用量が減ってくるということになってきたら、一生懸命努力をしてくれて本当にありがたいんやけども、今出たように改造助成金0円になっとるし、実際な。ほんまに今年の加入件数、何件加入されたんか。もうある程度今ここに出ているように、水洗化率を92.6%とかなってきたら、なかなか1%、0.5%上げようと思ったら、全体がなかなか非常に難しい。だからあんまり無茶なことばかり言うてもあかんけども、そら目標は100%やと思うんやけど、それはそこまではなかなかこれはいかんやろうということで、非常に苦労してもらっていることはよう分かってあるんやけど、今言うたようにちなみに例えば5月31日に締めたときに、今、収入、計画したとおりに入ってあるのか。

それと、今年令和元年度やな。1年間でどんだけの加入件数があるのかということをお教えしてほしい。もうあと細かいことを聞いても時間があれやから、ちょっとその2点だけお願いします。

増田委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課の西川です。よろしく申し上げます。ただいま岡本委員からご質問あった

件なんですけども、まず、使用料です。こちらのほうは、まず使用量、ボリュームのほうです。ボリュームのほうは令和元年度と前年度と比較した場合368万2,000トン。どちらも368万2,000トンということで、有収水量は横ばいになっております。ただ、ご指摘のとおり決算額としては、打切決算で使用料は見た目上は減っておるんですけども、こちら仮に4月、5月と出納整理期間があったとしましたら、計算したところ3億7,834万5,000円が使用料と、料金として収納されたことになっております。微増ではございますが、少し増えたかなという感じになっております。

あと続きまして、件数なんですけども、令和元年度中の件数としましては、改造の件数としては33件、内訳としては汲み取りが9件と単独浄化槽が23件、合併浄化槽が1件の合計33件、それと新設の新築改築につきましては232件、合計としまして265件になっております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今の課長の話の聞いてとったら大体ほぼほぼ予算どおりに入っているということやな。件数についても約260件ほど加入されたということやんな。そのここで、ちなみにここで聞いていいのかわらんけど、この下水道料金で一番の大口は今どこやねん。一番の大口、何ぼとか、それは情報公開でまたあかんのか。大体分かつとんねんけどな。今一番多いのはダイドーか。あまり詳しいに聞いたらまた情報公開いかれたらあかんから。分かった。分かった。おおきに。

増田委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は認定することに決定いたしました。

最後に、認第10号、令和元年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしく申し上げます。ただいま議題となりました認第10号、令和元年度葛城市水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。

す。

まず、16ページをお開き願いたいと思います。水道事業報告書でございます。

まず、1. 概況(1) 総括事項の営業でございます。令和元年度末の給水戸数は、前年度より227戸増の1万4,574戸で、給水人口は70人増の3万7,382人となりました。近年一般家庭におきまして節水意識の向上が図られているものの、一部の大口需要者におきまして使用量が若干増えたため前年度より年間有収水量で1万2,000立方メートル増の430万3,000立方メートルとなり、有収水量は96.07%となりました。また、1日平均配水量は1万2,237立方メートルで、ピーク時には1日最大1万3,259立方メートルの配水量となりました。

17ページに移りまして、建設改良でございます。令和元年度は當麻地内耐震性貯水槽設置工事、新庄浄水場電磁流量計更新工事及び兵家浄水場緩速ろ過池更生工事等を実施いたしまして、前年度に引き続き老朽化に伴う配水管布設替工事も施工いたしました。

次に、経理についてでございますが、地方公営企業法の独立採算制に沿った経営の合理化に努め、損益収支については水道事業収益7億3,812万7,928円に対し、水道事業費用は6億2,297万9,874円で1億1,514万8,054円の当年度純利益となりました。また、資本的収支につきましては、収入額2,445万400円に対し、支出額は4億1,131万1,583円で、資本的収支の不足額3億8,686万1,183円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,101万1,111円、減債積立金5,639万2,929円及び建設改良積立金2億9,945万7,143円で補てんいたしました。

次に、損益計算書につきましてご説明をいたしますので、4ページにお戻り願いたいと思います。

まず、営業収益でございますが、給水収益、受託工事収益、その他営業収益、合わせて6億948万3,050円でございます。また、営業費用につきましては、原水及び浄水費、配水及び給水費等々合わせて6億1,345万152円で396万7,102円の営業損失となっております。

5ページに移りまして営業外収益は、受取利息及び配当金、長期前受金戻入、雑収益、合わせて1億2,864万4,878円でございます。また、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、雑支出を合わせて952万9,722円で、営業外収益と営業外費用の差額は1億1,911万5,156円となり、先ほどの営業損失にこの額を加えた額1億1,514万8,054円の経常利益となりました。当年度純利益も同額で、前年度繰越利益剰余金16億6,963万4,641円と合わせて17億8,478万2,695円の当年度未処分利益剰余金となっております。

続きまして収益費用明細書につきましてご説明申し上げますので、23ページをお願いいたします。この明細書の金額につきましては、消費税及び地方消費税を抜いた額で記載させていただきます。

まず、収入の部でございます。1款水道事業収益は7億3,812万7,928円でございます。1項営業収益は6億948万3,050円で1目給水収益では5億5,630万4,250円で、供給単価は備考欄記載のとおり129円29銭となっております。2目受託工事収益は、新設工事収益、修繕工事収益、合わせて160万5,000円でございます。3目その他営業収益では、給水分担金、材料売却収益、手数料、合わせて5,157万3,800円でございます。2項営業外収益は1億

2,864万4,878円で、1目受取利息及び配当金では預金利息、貸付金利息、合わせまして211万9,778円。3目長期前受金戻入は1億2,370万3,367円、4目雑収益は282万1,733円でございます。

続きまして、24ページの支出の部でございます。1款水道事業費用は6億2,297万9,874円で、給水原価は備考欄記載のとおり114円31銭となっております。1項営業費用は6億1,345万152円で、その内訳といたしまして、1目原水及び浄水費では2億6,460万674円の支出で職員等の人件費と原水及び浄水に要する経費でございます。次に2目配水及び給水費では3,529万2,275円の支出で、職員等の人件費と配水及び給水に要する経費でございます。次に、3目受託工事費では698万6,633円の支出で、職員の人件費と受託工事に要する経費でございます。次に、4目総係費では7,335万7,333円の支出で、職員等の人件費と一般管理及び料金の徴収業務に要する経費でございます。28ページにわたりまして5目減価償却費では2億2,547万4,145円の支出でございます。次に、6目資産減耗費では、1節固定資産除却費で730万4,342円、7目その他営業費用では、1節材料売却原価で43万4,750円の支出でございます。

次に、2項営業外費用は952万9,722円で、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息で949万2,955円を支出いたしております。

次に、29ページからの資本的収支明細書につきましてご説明申し上げます。この明細書の金額につきましても消費税及び地方消費税を抜いた金額で記載させていただいております。

まず、収入の部でございます。1款資本的収入の合計額は2,426万910円でございます。

ページをめくっていただきまして、30ページ支出の部について説明いたします。1款資本的支出の合計額は3億8,011万982円でございます。

なお、主な建設工事の内容につきましては、19ページに記載をさせていただいております。

次に、2項1目企業債償還金では、1節元金償還金で5,639万2,929円を償還いたしました。

なお、企業債明細書32ページのほうに記載させていただいております。

最後に貸借対照表につきまして説明をさせていただきたいですので、6ページをお願いいたします。

まず、資産の部といたしまして、1. 固定資産の(1)有形固定資産は(イ)土地から(チ)建設仮勘定までの合計53億2,344万2,794円でございます。

7ページに移りまして、(2)投資その他の資産は(イ)長期貸付金、(ロ)破産更生債権等の合計2億8,352万円で、固定資産合計は56億696万2,794円でございます。

2. 流動資産は(1)現金・預金から(7)その他流動資産までの合計18億33万7,198円で、固定資産と流動資産を合わせました資産合計は74億729万9,992円でございます。

次に、負債の部でございます。3. 固定負債は(1)企業債2億1,886万1,027円でございます。

8ページに移りまして、4. 流動負債は(1)一時借入金から(7)引当金までの合計2億5,346万3,113円でございます。5. 繰延収益は(1)長期前受金の25億3,453万9,762円で、負債合計は30億686万3,902円でございます。

最後に資本の部でございます。6. 資本金につきましては、(イ) 自己資本金、(ロ) 組入資本金の合計12億3,358万1,067円でございます。

9 ページに移りまして、7. 剰余金につきましてでございます。(2) 利益剰余金では、(イ) 減債積立金、(ロ) 利益積立金、(ハ) 建設改良積立金と(ニ) 当年度未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金合計は31億6,685万5,023円で、剰余金合計も同額で、資本金と剰余金を合わせました資本合計は44億43万6,090円で、負債資本合計は74億729万9,992円でございます。

以上、決算の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。まず14ページのところですけれども、剰余金が発生してその剰余金をどのように積立金とかに積み立てているかということ、あるいは資本金、組入資本金のことについて書いてあるページなんですけれども、いわゆる利益剰余金について先ほどご説明がありました。この表の右から2つ目の縦の列、その一番下に当年度末残高が31億6,600万円というふうになっておるわけですが、しかし、これはいろんな数字上の話で長期前受金戻入とかいろいろあって、実際の現金として、あるいは現金・預金としては、どれぐらいの金額になっているのかということについてお伺いをいたします。

それから、25ページのところです。これは支出明細等になると思いますが、支出の部の25ページのところで1款水道事業費用、1項営業費用の1目原水及び浄水費の一番最後のところ、34節受水費ということですが、県水受水費、これ金額が1億4,000万円余り書いてありますが、トン数幾らだったのかということと、それから原水取水費とあります。これもトン数、それから原水取水費については、これ900万円余りとなっているんですが、これは私一般質問でお伺いしたときに、9つの池から取水しているということで、そこからの原水かなと思うんですが、これが地元のほうに費用が落ちているということなのか。取水費として。それとも、金額はちょっとそのとき伺ったのと違いますので、実際にはどれぐらいのことになっているのか。こういう理解でいいのかということをお教えいただきたいと思ひます。

それからもう一つは、給水原価とそれから供給単価、書いてありましたけれども、いわゆる料金、いわゆる回収率というもの、これが何%になるのかということをお教えいただきたいと思ひます。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課の福森です。よろしくお願ひいたします。谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の現金・預金についてですが、決算書の7ページ、こちらのほうに現金・預金の明細として、令和2年3月31日時点で16億3,734万7,540円、これが現金・預金となっております。

次の2点目ですねけれども、県水受水費ですねけれども、トン数としましては110万368トン、110万368立方メートルとなっております。

続きまして原水の取水費の件ですねけれども、一般質問で出た部長がお答えしました1,700万円につきましては、池の借地料も含んで、全体額として各9団体にわたっているのが1,700万円。こちらのほうに記載させていただいているのは、原水を取水させていただいた金額ということで、取水量といたしましては合計で341万7,621トンとなっております。あと、原水取水費につきましては、税抜きで記載させていただいているように970万円の金額となっております。

それから料金回収率ですねけれども、令和元年度の葛城市の料金回収率は113.1%となっております。要するに供給単価から給水原価を割ったのが113.1%となっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。ありがとうございます。

続いて、ちょっと質問したいと思うんですけれども、2回目の周りなんですけど、16ページのところに水道事業報告書ということで、昨年度と今年度の増減の比較があるんですけれども、給水戸数も増えております。それから給水人口も増えているということで、ただ配水量が減っているということでもあります。節水ということもあるんでしょうけれども、その下に有収水量とか有収率というのがあります。有収率が今年度さらに0.8%引き上げられて大変努力されたんだと思いますけれども、有収率というのは、例えば水道料金、これちゃんと払っていただくということとか、漏水が少ないとか、いろいろあろうと思うんですが、上がった理由について、有収率が今年度これだけ上がったという理由について、お伺いしたいと思います。

もう一つ、29ページなんですけれども、国庫補助金というのが資本的収支明細書のところに、1款資本的収入のところなんですけれども、3項補助金、1目国庫補助金で、1節国庫補助金。この国庫補助金ということについて、どういうものなのか。これは、今年度収入ということだろうと思うんですが、どういうことなのか、ちょっと説明をお願いいたします。

以上、2点追加で。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。有収率の上昇につきましてはですねけれども、前年度に比べまして修繕件数が減少しております、それに伴う分とそれから水道メーター検針させていただいたときの宅地内の漏水、要するに表現としては2次側漏水です。それが去年より大幅に。去年は約1万5,000トン、平成30年度が約1万5,000トン。それが、令和元年度につきましては約5,000トンということは、1万トンが有収率の中で増えたということで、主な原因としては、有収率上昇したのは漏水件数の減少と、それからさきほどの現年度分の減少によるものであります。

あと、資本的収入につきましては、これは昨年度設置工事いたしました当麻地内の耐震貯水槽の補助金となっておりまして、補助基準額が4,473万3,000円。これの2分の1ということ

で2,236万6,000円の収入ということとなっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。大変努力されて、非常に優良な水道事業で、安い水道を市民に提供されておられると思います。とりわけ料金に直接関係するところでは、漏水を防止して、先ほどあったように有収率を上げると。これも料金を高くしない、抑えるという非常に大事な役割であろうかと思えます。市民の関心も強いところですから、漏水があればすぐ市民も連絡するというので、漏水対策、非常にうまくいっているかなというふうに思いました。

さらには、いわゆる料金回収率というのは数字上のことでありますけれども、100%切ると、もう値上げしなければいけないということでもありますけれども、113%という非常に高い料金回収率だろうと思えます。水道事業の場合はこれ資産だけでも70億円、700億円、すごいあれ資産なんですよね。水道資産というのは。設備投資を非常にたくさんやっていますから、700億円ぐらいの資産を葛城市は持っているわけですがけれども、利益がそんなに上がらないと。要は巨大な施設を造って、そしてそれで安定的に収益を上げていくということであろうと思えますから、こうした、装置型の産業で民間企業が非常に参入しにくいところを公的な事業として葛城市はつくり上げていたと。74億円です。すみません。74億円余りの資産を持って、葛城市の水道事業を展開されてきたということでもあります。

その中でも先ほどありましたように、私、国庫補助金がなぜついたのかなと思ったんです。水道事業は基本的に独立採算だろうと思っているので、耐震貯水槽ということで、當麻小学校のところですかね。地震において、それでちゃんと給水ができるようにすると。今年度は、忍海小学校のほうにもう1基ということで、防災に強いまちづくりの中でしっかりやっておられることは感謝したいと思います。引き続きこうした水道事業しっかりと展開していただくことを望みまして、意見としたいと思います。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑ありますか。

岡本委員。

岡本委員 それと25ページのところで、今、谷原委員の話とあれですけども、受水費の関係で、県水、当初100万トンの予算計上だったわけやけども、3月に110万トンだったかな。今これやったら10万トン増えたというのは、また何か理由があると思うんですけども、平成30年の場合は災害があつて、こら増えるのはやむを得んと思うんですけど、今年は何で10万トンが増えたんか。それと原水もそれに伴って、お金だけ見たら若干減つとる。当初は844万トンぐらいいかなという計算になっていたと思うんですけども、この予算上やで。それで、原水のほうは金額的にちょっと減った理由。それと、いつも言うねんけども、その今1億1,500万円の利益が出てあるということやけども、純利益というのかな、これは実際に今6,500万円ぐらい。令和元年度の。いつも聞く純利益というやつや。計算上の利益やなしに。それと、今の有収率とか、お金の関係ないとなつてあるんやけど、今現在で水道の滞納、件数と滞納額、どのぐらいあるのか。令和元年度でどんだけの滞納額が集まったのか、それだけちょっと教えてほしい。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、令和元年度におきまして、当初申込みが予算100万トンで、110万トンになった理由としましては、去年の春先の3月、4月、5月の消費によるものと、それから、10月、台風とかにおける水質の悪化に伴って、どうしても原水が確保できなかった分を一応3月補正という形で、10万トンの補正上げさせていただいたのが主な要因となっております。

あと、原水の減少ですねけれども、これにつきましても要するに、原水がなかなか確保できなかった分がありましたので、どうしても県水の受水の量が増えましたので、去年より若干原水の取水量としては減っております。

純利益につきましては、決算書ですねけれども、5ページの一番下に純利益として1億1,514万8,054円。これが、葛城市の令和元年度の純利益となっております。5ページの下から3つ目。当期純利益、これが1億1,514万8,054円となっております。

あと滞納件数ですねけれども、5月31日時点におきまして令和元年度以前が1,637万336円。令和元年度におきましては798万4,500円。これが5月31日時点の滞納。世帯数としましては、令和元年以前が903世帯、令和元年度につきましては701世帯となっております。令和元年度は701世帯で、平成30年度までにつきましては903世帯となっております。滞納額は1,637万336円となっております。

岡本委員 ちょっと逆から言うたら、いわゆる滞納額が令和元年までが1,637万336円ありましたと。結局令和元年で798万4,500円を集めたということか。それとも令和元年だけで、何ぼになるの。滞納が。790何万円というのは何やそれ。

福森水道課長 798万4,500円は令和元年度分の滞納です。5月31日時点での滞納です。そうです。令和元年度分がそれぞれ滞納。

岡本委員 ほんなら。いわゆる令和元年以前の滞納あるやんか。1,600万何ぼ、それを令和元年度でどんだけ集金できたのかと聞いてんねん。ということは、こんだけの滞納があるということは、集めにいくのもしんどいけども、やっぱり使ったものに対してお金払うわけやんか。また、税金とまた違うわけやん。だから、税金ほどもないにしたかて、水道の金にしたら大きい。1,600万円というたら。だからそこらをやっぱりきちっといかんと、前から言うとするように、例えば2か月に1回検針するやんか。俺みたいに銀行落ちひんかってんということになったら滞納になるわけやん、1回分。それで催促せんとずっと置いといたら、例えば2年とか3年後にまた滞納通知書行くわけやん。そんなん払っているやないかと言うてそんなもめごとがかなりあると思う。その忘れたって、悪気あって忘れたんやなしに、本当にうっかりしてやんか。引き落としになってきたら、お金なかったら落ちひんやん。それをすぐ連絡してやで、分かったらすぐ払わはんのやろけども、連絡して払われへんたら、ずっと残っていくわけやん。言うとする意味分かるやろ。

ほんで、例えば2年とかたって、滞納でっせと言われたときに、1年間滞納やったら思い返すというねん。1回ぐらいの滞納がやったら、はるたあるやないかと言われたら、やっぱりそんなんがあるので、特に忘れてるというかな。1回だけ抜けているとか、2回だけ抜

けているとかという分については、早急に連絡をせんと、なかなか徴収しにくい。もう滞納しはる人決まっているわけやんか。もう1年分とか2年分とか。そんな人はしゃあないというたらあかんけど。そやから今言うたように、何遍も798万4,500円、令和元年分で集まりませんでしたというの分かるやん。そやけど、その以前の1,600万円の赤、例えば令和元年分に100万円集めましたとか。200万円集まりましたとか。それは幾らでと聞いているわけ。

そんでまあ純利益について、俺勝手に言うとかさかいに1億5,000万円でもええやん。1億1,500万円か、ええけども、実質は。書類上はそうなるけども、実際から言うたら、そんなけまあならんやろうということは、だんだん利益率が悪くなってきているわけやんか。水道自体も。そこへ管の入替えどンドンやっていかなあかんということだから、積立金がかなり減ってきていると。これもしゃあない話だと思うけども、それで、今、どのぐらいあるねやろうと聞いているわけやん。それで増やしていこうと思ったら、やっぱり大企業に来てもらって、使っていかなとシャープがあったみたいに年に1億円利益がありましてん。そんな荒っぽい企業もうあらへん。今な。そやから、なかなか増やしていくというのは難しいと思う。

そんな中でいろいろ言うけれども、今の一番大口は、先ほどの下水やないけど、水道も、ダイドーが一番大口になっているわけ。ほかにもっと大口あるの。今、ダイドー、年間何ぼや、50万トン。そこまでいっていない。とにかく、あんまり言うてもあれやから、それで、まず滞納、どのぐらい集めたということと、それと今、件数分かったから、ダイドーで何ぼ年間使っているの。

増田委員長 それ、言えますか。言っているんですか。3回目ですよ。

福森課長。

福森水道課長 滞納額、滞納の収納額につきましては、過年度分で1,384万4,870円。これは、過年度分として収納した金額になっております。

増田委員長 個別の数字はどうなんですか。

福森水道課長 個別については、もう個人情報の関係上ちょっと控えさせていただいています。

増田委員長 岡本委員。よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本件を認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第10号は認定することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました審査が全て終了をいたしました。

委員外議員おられませんか。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。どうもご苦勞さんでございました。

閉 会 午後4時04分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長

増田 順弘

決算特別委員会副委員長

内野 悦子